

平成30年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年3月2日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 教育行政方針演説
- 第 7 議案第1号から議案第56号まで
- 第 8 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
教育長	渡	邊	尚	人	君	総務部長	渡	邊	裕	次	君
企画財政部長	濱	野	利	夫	君	市民福祉部長	後	藤	友	二	君

産業観光部長	安藤信義君	建設部長	猪股雄司君
総務部長 (兼 税務課長)	坂田和三君	市民福祉部長 (兼 環境対策課長)	鍵谷繁樹君
産業観光部長 (兼 交通政策課長)	本間聡君	産業観光部長 (兼 農林水産課長)	高野博明君
建設部長 (兼 上下水道課長)	渡部一男君	会計管理者 (兼 会長)	源田俊夫君
総務部長 (兼 選挙管理委員会事務局長)	甲斐由紀夫君	総務部長 (兼 防災課長)	斉藤昌彦君
企画財政部長 (兼 企画課長)	岩崎洋昭君	企画財政部長 (兼 財政課長)	磯部伸浩君
市民福祉部長 (兼 市民生活課長)	小路昭君	市民福祉部長 (兼 社会福祉課長)	中川宏君
市民福祉部長 (兼 若者課長)	市橋法子君	市民福祉部長 (兼 高齢課長)	山本郁男君
産業観光部長 (兼 世界遺産推進課長)	深野まゆ子君	産業観光部長 (兼 地域振興課長)	市橋秀紀君
産業観光部長 (兼 農業政策課長)	金子聡君	産業観光部長 (兼 振興課長)	祝雅之君
建設部長 (兼 建設課長)	矢川和英君	教育委員会 (兼 学校教育長)	吉田泉君
教育委員会 (兼 社会教育長)	越前範行君	両津病院 (兼 院長)	伊藤浩二君
相川病院 (兼 管理部長)	渡辺竜五君	監査委員会 (兼 事務局長)	加藤留美子君
農業委員会 (兼 事務局長)	佐々木雅文君	消防長	中川義弘君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

○議長（岩崎隆寿君） おはようございます。会議に先立ちまして、去る2月7日に逝去されました故大森幸平君のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（岩崎隆寿君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

〔全員着席〕

午前10時00分 開会・開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、15番、中村良夫君及び17番、猪股文彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る2月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から3月27日までの26日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告、施政方針演説並びに教育行政方針演説、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。また、午後1時から議会報編集特別委員会を開催いたします。

5日及び6日は、先議案件に係る常任委員会審査であります。

6日午後3時を目途に先議案件に係る常任委員の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

7日は、午前10時から議会改革等特別委員会を、午後1時30分から議員全員協議会を開催いたします。

8日は、代表質問を行います。5会派から通告があります。代表質問終了後は、先議案件に係る常任委

員長の報告及び採決を行います。また、散会后各派代表者会議を開催します。

9日から14日までが一般質問であります。質問者は14人です。なお、14日一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定等3件です。当該議案書は、12日に議場に配付をいたします。また、追加議案上程の後、発議案の上程、採決を行います。これは、4月から常任委員会の所管を改めるため、委員会条例の改正を行うものであります。

15日から23日までの間が常任委員会審査であります。

23日は、午後3時を目途に議会改革等特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑の受け付けの後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催いたします。

26日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。

27日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月27日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は26日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成30年第1回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成29年第9回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご報告申し上げます。

報告第1号から報告第4号までについてご報告させていただきます。本件につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、報告するものでございます。

続きまして、市内で発生した大規模漏水の被害状況及び復旧対応について説明します。1月23日から27日にかけての近年まれに見る寒波の襲来により、各家庭の水道管が凍結、破損し、寒気が緩むにつれ市内の広範囲で漏水が発生したため、配水池の水位が極めて低下して、大規模な断水となりました。当初は全世界の4割を超える約1万世帯で断水したと見込まれ、住宅だけでなく市民生活全般に大きな影響が出ました。27日から各家庭に緊急情報システム等で節水と漏水確認を呼びかけましたが、水位は一向に改善せず、市は28日の午後7時から対応を協議し、その後午後9時に災害対策本部に移行しました。29日は、小中学校の7割で臨時休校、保育園、幼稚園は6割で臨時休園または登園自粛、児童クラブや子育て支援センターは7割で閉所となったほか、デイサービスセンター、公民館、図書館、文化会館の一部で休業または休館、公衆トイレの使用中止などの状況に至りました。29日以降は、自衛隊や公益社団法人日本水道協会からの派遣による自治体の応援を得て、各地区延べ23カ所で市民に対する給水所を設置するとともに、病院、福祉施設、学校などの公共施設へは直接給水を行いました。給食センターへの給水が不十分な期間は、学校や保育園で非常食または弁当に切り替え、水で洗わなくてもよい使い捨て容器で配膳しました。クリーンセンターでは、数日間ごみの焼却ができず、また病院や福祉施設では貯水槽を満タンにしてもすぐに給水が必要で、施設によっては1日2回給水が必要なものがありました。幾ら給水しても各家庭の漏水をとめない限り断水状態が続くため、市職員と水道検針員がチームとなって各世帯の漏水状況の確認を始めるとともに、市民にも緊急情報システムやケーブルテレビ、ホームページなどで漏水確認の方法を周知し、止水の協力を呼びかけました。水が不足する期間中に火災が発生しないよう、消防の広報車両により毎日防火の呼びかけをし、高齢者等で車による移動ができない方には、お電話いただければ職員が直接飲料水の配達をすることとしました。姉妹都市の入間市、国分寺市を始め、民間企業や個人からはペットボトルの水やウォーターバッグの支援をいただきました。大変ありがとうございました。2月2日には断水地域が縮小して、通常の市民生活に戻りつつあることから、自衛隊が撤収し、また3日には公益社団法人日本水道協会から応援に来ていただいた県内外自治体が撤収しました。3日の午前には災害対策本部から警戒本部に切り替え、各地区の給水所は閉鎖しましたが、水が必要な方は市役所の本庁、支所、行政サービスセンターで引き続き給水対応を行いました。また、ご家庭で入浴が困難な方には市内15カ所の入浴施設を無料開放したり、専用ホットラインの開設により、市民の皆様からのさまざまな相談に対応してまいりました。市が指定する水道事業者への調査によると、漏水工事については応急的なものも含めて落ちついてきたことから、高齢者等への飲料水の配給、入浴施設の無料開放及び相談受付ホットラインについては、2月末をもって終了いたしました。ただし、ご相談やお問い合わせに関しましては、上下水道課で引き続き対応しております。今後市としては、まずは個人や事業所を問わず、全ての水道契約者を対象に今回の大規模漏水に伴う上下水道料金の負担軽減を行います。本年1月分使用料と前年1月分使用料、前年12月分使用料の最も少ない量を適用するものです。これについて、利用者や水道業者からの申請は不要です。さらに、今回の寒波により、市指定の水道工事店に漏水修理を依頼した方のうち市民税非課税世帯で、かつ65歳以上の高齢者のみ世帯について見舞金の支給を計画しております。これには予算が必要となりますので、3月議会で可決された後、対象者には直接郵送でご案内させていただきます。見舞金の支給には工事事業者からの請求書または領収書が必要ですので、大切に保管していただきたいと思います。今回の寒波による最低気温は、秋津で氷点下6.6度を観測したほか、各地で氷点下5度を下回り、風速も20メートル

ルを超える強風が続くなど、近年経験したことのない気象条件となりました。今後再び宅内の水道管が破損、漏水することのないよう、市民の皆様には各家庭における給水施設の適切な管理をお願いするとともに、市としましても再発防止策を検討する必要があると考えております。また、この寒波により断続して降雪が続き、1月24日から27日まで各地において風雪による視界不良で、安全確保のため国道、県道等の一部で全面通行止めとなりました。あわせて、道路の凍結、視界の悪化、不要不急の外出の自粛など、歩行者や運転者への注意喚起を行いました。通常雪の少ない海岸部、国仲、南部地区においてもことしは積雪が多く、市全域で積雪があったため、今年度の除雪の出動時間は過去5年平均の2倍にも達し、既決の予算では対応し切れない状況となっており、今議会で4億円余りの補正予算を計上する予定でございます。

次に、職員の不祥事について報告いたします。平成29年度に佐渡市が実施した健康診断の案内文書に関し、その一部の送付を担当者が怠っていたことについて、対象となる市民の方々には大変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。改めてここにおわびいたします。さらに、1月26日に上下水道課職員がいわゆる官製談合の容疑で逮捕され、2月15日に刑事起訴されたことにつきましても、まことにもって遺憾なことであり、市政を預かる責任者として、改めまして市民の皆様におわび申し上げます。当該職員につきましては、今後犯罪事実の確認ができ次第厳正な処分を行います。なお、これまでの一連の職員の不祥事について、自らを戒めるため、私と副市長の給与を減額する条例を今議会上程する予定でございます。

次に、世界農業遺産佐渡オリジナルブランドマークデザインについてでございます。佐渡の世界農業遺産の認知度をさらに高め、商品の差別化を図るため、オリジナルブランドマークのデザインを1月10日から2月20日まで公募いたしました。幅広い地域、年代から約300件のご応募をいただきました。中には島外の小学校において佐渡の世界農業遺産を授業で学び、ブランドマークを考え、クラスの中で選抜して応募されたケースもあります。この機会をきっかけに、佐渡の農業遺産への理解を深めていただけるものと思っております。今後佐渡市世界農業遺産推進会議での審査を経て3月中旬にデザインを決定し、その活用に取り組んでまいります。

次に、副市長の佐渡汽船株式会社役員への就任についてでございます。佐渡汽船株式会社の取締役退任に伴い、同社から推薦の依頼がございましたので、非常勤の取締役として伊藤光副市長を推薦いたしました。これを受けまして、佐渡汽船では2月22日午後にと取締役会を開催し、伊藤副市長の取締役就任を内定いたしました。今後3月28日開催予定の定時株主総会において付議される予定でございます。

次に、市内における大規模火災の発生についてです。昨年12月30日には稲鯨地区で、また本年2月24日には両津夷地区で大規模な住宅火災が発生しました。火災で被災された方々には心からお見舞い申し上げます。稲鯨では全焼5棟を含む8棟が焼損し、死者2名、負傷者1名を出すなど、7世帯12名の方が被災され、また両津夷では全焼5棟を含む10棟が焼損し、負傷者2名を出すなど、8世帯16名の方が被災されました。稲鯨での出火当日は風速7メートル以上の強風が吹き、火の粉も風下に飛散している状況であり、延焼を最小限に抑えるため、飛び火警戒を含め、消防団と連携を図りながら消火活動を行いました。また、両津夷の火災発生場所は古い木造住宅が密集する市街地であり、隊員も屋内への進入が困難な状況で、延焼を最小限に抑えるため、安全を確保しながらの消火活動を行いました。現場の住民からは、ホースが延長されているのに通水していないホースがあったという声がございますが、このホースははしご車に中継送水するホースで、消防団からの送水が十分な水量を確保されていないため、消防戦術的に放水をとめた

ものであります。年末から相次いで発生した2件の建物火災については、住みかが滅失した世帯数が5世帯以上に達したため、市では佐渡市災害救助条例を適用し、被服、寝具その他生活必需品の支給など、必要な支援を行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 施政方針演説

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君）

はじめに

平成30年度当初予算案及び諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営に関する私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

佐渡は海・山・平野が共存する立地に恵まれ、金銀山や北前船などの影響を受けながら多種多様な文化と芸能を育んできました。かつては、農林水産業も元気でほぼ自給自足ができる島だったことから作家の故・永六輔さんらが「佐渡独立論」を唱えてくれた時代もありました。

私は市長就任以来「佐渡再生」をテーマに掲げてきましたが、言い換えれば、その当時の環境を取り戻して「佐渡國の再建」を目指すということです。これまでの2年間は、施策実現のための組織体制づくりなど基礎固めを進めてきましたが、平成30年度からは具体的な取組を進めます。その最重点の取組が、新たな組織と視点による「観光地域づくりの推進」と、地消地産の充実や農業ビジョンの実行などによる「産業の振興」です。

「観光地域づくりの推進」に向けては、4月に新たな一般社団法人「佐渡観光交流機構」（仮称）を設立します。このことにより佐渡の観光政策を担ってきた佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークは発展的に解消し、いわゆる佐渡版DMOとしての役割を一手に担う団体となります。

観光も、時代とともに団体型から個人型に大きく変わってきました。訪れてくれる人たちの興味や思考も多様化しています。観光スポットをバスで巡る団体観光と違い、個人型観光はその地に行ってこそ味わえる文化、自然、食を求めています。このことに対応した受入れ環境の構築を急がねばなりません。佐渡ならではの農林水産業を中心とした特色ある食の提供や体験、島民の長年にわたる生活文化など、各地域の持つ特長の一つ一つを観光資源として磨きあげることが重要になってきます。

このような観光地域づくりに寄与しながら、佐渡独自の文化の保全を目指すべく、7月には一般財団法人「佐渡文化財団」を設立する予定です。伝統文化・芸能を継承するための後継者の育成、島内に数多く

有している文化財や伝統的建造物の維持・保全などの取組を担うことで、地域の活性化と交流人口拡大の一役を担ってまいります。

また、世界文化遺産登録を目指す佐渡金銀山は国内推薦獲得へ向け、平成30年度で4度目の挑戦となりますが、その鉱山文化によって栄えた相川の歴史的風致の維持・向上を目指すための環境整備計画の策定を進めます。

さらに「佐渡再生」を目指していくには、それぞれに特色を持った地域づくりが不可欠であり、平成30年度は、そのエリア別の振興策づくりに向けた計画策定を進めていきます。

また、平成30年度は、現在の両津港である佐渡夷港を補助港として新潟港が開港してから150周年となり、第1回目のトキ放鳥を行ってから10周年という節目の年度でもあります。この記念すべき2つの節目を祝うとともに、将来につなげていくための取組も行います。

平成29年度は、2つの大きな災害に見舞われました。7月には50年に1度という豪雨による大規模災害、1月には寒波により島内各地で大規模な断水が発生しました。2つの災害で得た教訓を今後の「災害に強い島づくり」に生かして、防災計画の修正と防災機能の強化を行います。

また、平成30年度の予算編成過程においては、選択と集中を行うための「スクラップ&ビルド」を徹底するよう指示をしました。合併から15年が経過する平成31年度からは、いわゆる「一本算定」による交付税の減額が確実であり、重点施策に向ける財源確保のためには、予算額を減額せざるを得なくなった事業が生じました。今後、本市の財政状況がかつてない厳しい局面を迎えることを念頭においての予算編成であったことをご理解願います。

それでは、平成30年度の施策の概要などをご説明します。

1. 観光地域づくりの推進

観光を取り巻く環境は急速に変化しており、旅行業者が企画募集する団体旅行の形態から個人旅行へと変化しています。これは、国内旅行では、成熟型社会へと移行が進み消費者の価値観が変化してきたことや、インバウンドにおいてもFIT（Foreign Independent Travel＝独立した外国人旅行者）化が進み他の人と行動を共にし、同じ体験をすることにより自分だけが知っている上質な体験、地域の特色を感じ、地域の人とのコミュニケーションを通して触れ合うことなど、求めるものが大きく変化をしてくれています。

これまでの佐渡の形態は、旅行代理店が送客する受け地として観光事業者を中心に取り組んでいましたが、多様化する個人観光客のニーズを受け止められる観光地となるためには、観光事業者のみならず市民がプレーヤーとなつての観光地域づくりに取り組むことが不可欠です。この観光に結びつくような地域づくりが外貨獲得につながり、それが地域に還元されるという経済の好循環を生じさせる状況をつくらなければなりません。

また、佐渡は、その歴史的な経緯から独特の文化や風習が今もなお受け継がれてきていますが、高齢化と人口減少が進む中で地域力は低下し、担い手不足となっています。佐渡の独特な文化や風習を観光コンテンツとして活用し、外貨を稼ぐ仕組みを構築することができれば、担い手の育成や文化芸能の伝承も含めた好循環が生まれます。

佐渡金銀山の世界遺産登録に向けては、観光振興の大きな起爆剤として期待が寄せられますが、他の地

域を見ても一過性で終わらせてしまっている例も多々あります。一時的に世界遺産というキーワードによって造成される企画募集型の旅行商品に頼りきって、訪問者の満足度を高めるための戦略が不足していたことが要因と考えられます。

一過性に終わらせることなく、リピート率を高めていく戦略が必要であり、佐渡を訪れる人の動態別に戦略を立てなければなりません。旅行代理店が企画する募集型の旅行商品を利用する観光客へは、従来型の受入態勢に新たな工夫を加える必要があります。

個人や小グループで来訪する人たちに対しては、世界遺産のイメージをより精細に描きやすいハード・ソフトを兼ね備えた地域づくりが重要となってきます。行程に縛られない個人や小グループに金銀山の魅力をしっかり訴求するため、歴史的な町並みをしっかりと感じられる環境整備を推進しなければなりません。

(1) 観光地域づくりのかじ取り役としてのDMOの構築

佐渡の観光は、団体や企画募集型の旅行形態を推進してきましたが、急速に多様化が進むニーズに対応するため、多様な関係者で組織する「佐渡観光地域づくり推進協議会」を立ち上げ、あるべき姿を協議してきました。豊富な観光資源に恵まれた佐渡において地域資源を一つに絞ることは大変困難な作業でしたが、あえてコンテンツを一つに絞らずにそれぞれのターゲットに見合った観光コンテンツを磨き上げることや、地域の特色である景色や自然環境に加え、その地域の人の生業や文化風習芸能を地域の人とのコミュニケーションを通して知ることの魅力の発信源とすることとしました。観光事業者のみならず様々な生業を営む島民と一緒に「何ができるか、何が旅行者に受けるか」を考え、実行するためのプラットフォームとして一般社団法人「佐渡観光交流機構」（仮称）を設立します。

このDMOには、離島である本市が地域間競争に勝ち抜くため、旅行コストの低減と、佐渡ならではの获得感のある多様な体験商品の造成について大きな役割を担ってもらうことになります。

また、旅行シーズンを拡大し、それぞれのシーズンにどんな魅力があるのかしっかりと発信し、地域の魅力である芸能と文化を最大限活用した国際的な文化芸術の発信拠点となる新事業を平成30年度よりスタートさせます。

(2) 文化・芸術資源の磨き上げと活用

佐渡は豊かな文化が育まれた島であり、金銀山に関する遺跡や寺社等の建造物、伝統芸能など多種多様な歴史文化資源があります。また、無名異焼や竹細工などの伝統技術も残されています。

しかしながら、人口減少等により地域の伝統的な芸能や民謡、貴重な文化財や技術の継承が危ぶまれています。

これまでの文化財行政は、後世に継承する保存が中心となっており、伝統文化の活用が、「文化財」「観光」「地域づくり」のそれぞれの観点から進められてはきたものの、一元化された戦略というものはありませんでした。それを一元化するため、一般財団法人「佐渡文化財団」を立ち上げ、伝統文化等の「継承」「活用」「情報発信」を推進する体制を整備し、文化を基軸とした島の活性化を目指します。

文化芸術を心の拠り所にし、文化の担い手を育て新たな文化を創造するには、衣食住、地域の絆、自然との共生といった、暮らしの哲学もまた大切な文化ととらえ、それらを観光、産業、教育、福祉、まちづくりなど、様々な関連分野と結び付けていく必要があります。

伝統文化や伝統産業に象徴される佐渡の原風景を取り戻し、多様な関係者同士が横断的に連携して、事業に取り組み、文化の力による「地域づくり」「まちづくり」を推進します。

(3) 歴史的風致の維持向上のための環境整備

鉾山町であった「相川」については、世界遺産登録を目指す佐渡金銀山遺跡や鉾山を支えた人びとが作り出し暮らし続けてきた貴重な町並みの景観が、鉾山祭りをはじめとする様々な習俗、祭礼と共に人々の日々の営みの中で生まれ、今日まで守り伝えられてきました。

しかしながら、地域の高齢化や人口減少による担い手の不足、また建物の維持管理に多くの費用と労力を必要とすることなどから、歴史的価値の高い建造物や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

こうした地域の歴史や伝統を伝える人々の営みと、その活動が行われる場としての歴史的建造物や周辺の景観を一体に捉え、人と風土とが形成してきた「歴史的風致」としての保全と活用が必要です。

こうした町の環境を「維持」あるいは「復元」又は「修景」等に取り組むことを目的として、平成29年度から官民協同による歴史的風致維持向上計画の策定を始めました。策定した計画に基づき、国からの支援も活用しながら、文化財としての町並みの保護および周辺環境の整備に一体的に取り組み、地域の歴史や伝統の特性を活かした個性あふれる「相川まちづくり」を目指します。

2. 産業の振興

佐渡の振興・活性化においては、佐渡の強みである海・山・里の資源を十分に生かした産業開発あるいは雇用創出に取り組んでいくことが不可欠であり、豊かな環境を基盤とする農林水産業の再生を柱とした地場産業の再生が急務となっています。

過疎・高齢化の進行や担い手不足等から、経営は厳しさを増していますが、経営基盤の強化や、生産の効率化・最適化等を加速させるとともに、佐渡の産業や文化の源である海・山・里の環境に配慮した循環型産業への転換を更に浸透させていく必要もあります。

水稻を代表とする日本の農業は、先祖から受け継いだ農地を守るために生活の一部として世襲が大勢を占めてきましたが、食の安全や環境保全に対する関心の高まりや自然回帰などから、日本の農業は見直され、新たに農業へ参入する人も現れており、後継者不足や過疎化の歯止めが期待されています。

このため、後継者育成を進めるとともに、農業経営で稼げる環境を整えるため、農業の複合・大規模化へのモデル事業や、生産物の付加価値を高めるため、自然と共生する農法なども活かしながら、地産の強化を一步一步しっかりと進め、佐渡を元気にしていきます。

(1) 地産の充実と地産の拡大

本市では「地産地消推進計画」に基づき、地産地消のPR活動、学校給食や市施設での積極的な活用、観光関連施設での利用促進、佐渡産品直売所への支援など、島内での資金循環の仕組みによる生産拡大に取り組んできました。

しかし、島内市場での佐渡産野菜の取扱量は10%以下の低い水準で推移していることから、これまでの作られたものを消費する「地産地消」の考え方から、消費市場の需要に応じた生産を目指す「地産地産」へと切り替える必要があります。

市場や実需者のニーズを分析した生産（マーケット・イン）により地産の充実を図り、海外展開も含め世界農業遺産ブランドによる佐渡産農産物の高付加価値販売により地産の拡大につなげます。

(2) 魅力ある産業の創出

平成27年度の本市の農業産出額は、91億6千万円で、うち耕種部門が86億3千万円と94%を占めており、耕種部門の構成割合では、米が75%と水稲主体の生産構造となっています。

米については、人口減少や多様な食生活による生産量の減少と米価が下落する中、法人化、農地集積、多様な品種の作付けや認証制度を活用した独自の販売戦略等に取り組んできました。本年の作付けから国による生産調整が廃止されますが、佐渡市農業再生協議会から平成30年産米の生産目安が提示されましたので、佐渡米の価格安定に向け、需要に応じた生産の取組が求められています。

水稲生産が雇用の受皿となるには、大規模化による効率的な経営が必要であることから、農作業用機械の大型化支援とあわせ、労働時間の3割を占めるといわれる水管理の負担軽減を図るため、水稲水管理システム導入による水田管理の労力削減効果を検証し、大規模経営の更なる効率化を目指します。

かつて国中地域においては、多くの園芸作物が生産されていましたが、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地を再生し、優れた技術を有する農業者から意欲ある若者に栽培技術を継承する仕組みを、地域と一体となりつくりあげ、園芸産地の再生を目指します。

水稲の大規模経営、園芸野菜や果樹加工生産を組み合わせた複合経営による農業サイクルモデルを構築し、産業として成り立つ魅力ある農業の確立を目指します。

3. 災害に強い島づくり

近年、大規模な自然災害が各地で多発していますが、本市においても、昨年は50年に一度といわれる豪雨災害が発生し、その被害額は60億円を超える激甚災害となりました。

また、台風や暴風雪による主要道路の通行止め、異常寒波による水道管凍結から広域的な漏水などが発生し、4,000件を超える大規模なものとなり、全世帯の4割を超える約1万世帯で断水したと見込まれます。

このような災害に対応するには、平素から災害予防に努めるとともに、災害応急及び災害復旧への対策を着実に実施することが求められています。

平成29年度に改訂した佐渡市地域防災計画において、市民主体の防災力向上、情報の収集や伝達体制の整備、関係機関との相互協力体制の推進に努めることとしていますが、あらかじめ地域の事業者と協定を締結することにより、実践的な災害対応の体制整備を図ります。

また、災害発生時には、これまでの経験を生かし迅速な対応がとれるよう既存の災害対応マニュアル等を適宜見直し、災害に強い安全安心のまちづくりを推進します。

(1) 防災・減災基盤の整備

防災拠点としての機能を強化するため、市役所本庁舎の耐震補強・大規模改修工事を行います。特に、災害対策本部となる大会議室の改修や防災機器の整備、非常用電源となる発電機や汚水槽の設置を行います。

災害時には、地域住民が自発的に活動することが極めて有効であり、自主防災組織や地域防災リーダーの育成を推進します。

昨年11月に新潟県が公表した、新たな津波浸水想定に基づく地域防災マップの改訂を行い、市民へ周知徹底及び避難行動等についての啓発を図ります。

4. 佐渡活性化に向けた地域づくり

佐渡國再建には、それぞれの地域活性化が重要ですが、島の資源を最大限に生かした観光、農林水産業の活性化による地域経済の再生とともに、市民生活の質の向上を図ることで地域の活性化を図っていきます。

平成30年度は、移住・定住支援体制の強化、子育て支援の拡充、地域の実情を踏まえた交通体制の確保や医療環境の充実など、安心して暮らせる生活環境の整備を重点的に取り組んでいきます。

(1) 移住・定住支援体制の強化

人口の減少と少子高齢化による若者世代の減少は、担い手の不足による様々な産業の衰退や地域のコミュニティ機能の低下を招いています。U Iターンによる移住者の増加と子育て環境の充実を中心とした人口減少対策に引き続き取り組み、生産年齢人口の拡大による世代間バランスの是正を目指しながら、地域づくりを担う人財の育成と確保を図ります。若者をターゲットにした移住・定住促進策では、平成29年度に設立した「佐渡U Iターンサポートセンター」と連携しながら、仕事や住まい、暮らしの情報の提供と支援の一元化を強化し、移住の検討段階から移住後の定住に向けたきめ細やかなサポート体制の中で、U Iターンによる人口の増加を図ります。

(2) 子育て環境の充実

若者等が安心して子どもを産み、育てられるように、妊産婦へのフォローや保育サービスの拡充など妊娠・出産から子育ての各段階に応じた支援策を一層充実させます。

また、成長して大学等を卒業した子どもたちが佐渡へ帰って来ることを条件として、奨学金の返還を完全免除する制度の活用を普及させ、佐渡で生まれた人財がふるさとに戻って活躍できるよう施策により誘導しながら、地域づくりを担う若者の流出を防ぎます。

(3) 安心して暮らせる生活環境の整備

佐渡の将来を担う人財の確保とともに、地域づくりの基盤として、交通のインフラや医療・福祉等のサービスの向上による環境の整備も重要です。

交通面では、佐渡空港の長年の課題の解決に向けて、新潟県と引き続き協議するとともに、新潟空港から佐渡汽船へのアクセスの改善や島民の航路運賃の低廉化が実現した佐渡航路についてもサービスの向上に向けて関係機関と連携して取り組んでいきます。

また、医療体制の充実に向けて、新たな両津病院の建設に向けた設計に取り掛かるほか、市民の島内移動の利便性の向上を図るため、通院や買物が困難な交通弱者対策として乗り合いタクシーの実証実験や、路線バスを利用する障がい者や学生の定期券の割引拡充を実施します。

このほか、島内各地で行われている地域おこし協力隊や大学生等の地域づくりを目指した活動について、受け入れる地域側のニーズに応じた効果的な活性化策を検討します。

さらに、市役所の各支所や行政サービスセンターと教育事務所が、地域づくりの拠点として市民から活用されるよう体制の充実を図ります。

おわりに

現在、少子高齢化や人口減少時代に向き合い、市民生活の持続性を高めていくため、佐渡市将来ビジョンや佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでいますが、共に平成31年度末で計画期間の満了

を迎えることから、平成30年度に、新たな計画のあり方の議論、これまでの取組に対する総合評価、個別に策定されている各種計画との関係の整理に着手します。

また、市民生活と市の財政に大きく関わる公共施設のあり方についても、平成28年度に佐渡市公共施設等総合管理計画を策定し、人口減少に伴った公共施設延床面積の総量を30%削減する目標をお示しましたが、この目標を達成するため、公共施設ごとの個別施設計画を平成30年度に策定し公表します。

いずれの計画も市民のご理解とご協力が必要であり、そのためにも、計画の検討作業から意思決定まで、各プロセスにおいて説明していきます。

本市が策定する計画は、市民と行政との協働により進めていくものであり、行政への信頼があつてこそ、明るいまちづくりに参画いただけるものと考えています。度重なる市職員の不祥事により、信頼を失墜させただけでなく、市民の皆様にも不安を抱かせ、また、ご迷惑をお掛けしていることを深くお詫びするとともに、信頼回復と組織の立て直しに向け、全力で取り組んでいくことを改めてお約束します。

行政の効率化が見込まれる市町村合併から15年が経過し、平成31年度から本市の歳入予算の約半分を占める普通交付税が一つの自治体として算定される「一本算定」となり、財政構造の大きな転換期を迎えることとなります。不安定な景気動向や今後の歳入の伸びが見込めないなか、歳出面では少子高齢化の進行に伴い民生費の増加や公共施設更新の対応など、財政的には厳しい局面を迎えることになり、事業の徹底した精査と選択が益々求められてきます。

この状況を踏まえ、平成30年度は補助金の見直しをはじめとする効果的な財政運用の徹底、民間主導による事業推進、指示、命令で動くという意識ではなく、改革や創造を自ら生み出すことのできる組織体質への転換など、行財政改革を確実に進めていきます。

佐渡は有人国境離島の中で面積・人口ともに最大の離島であり、昨年には有人国境離島特別措置法が施行されました。国の予算や制度が拡大されるとともに、かつてないほど離島に対する国民的な関心が高まっているこの絶好の機会に、国の制度を有効に活用しながら、最大の離島である佐渡だからこそできる産業や観光の振興に冒険的に取り組み、佐渡再生を強力に推し進めていきます。

議員の皆様並びに市民の皆様にも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成30年度の施政方針とします。

ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で施政方針演説を終了いたしました。

日程第6 教育行政方針演説

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

教育長、渡邊尚人君。

〔教育長 渡邊尚人君登壇〕

○教育長（渡邊尚人君）

はじめに

平成30年第1回佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について

て申し上げます。

佐渡市の教育においては、核家族化など家族形態の変容、地域社会のつながりや支え合いによるコミュニティ機能の低下等に伴う家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、確かな学力の育成、いじめ・不登校の問題、規範意識の醸成などに関するさまざまな課題が見られます。

そのような中、本市では、平成27年11月に『佐渡市教育大綱』を策定しました。そして、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として平成29年4月に、『佐渡市教育振興基本計画』を策定しました。

『佐渡市教育振興基本計画』は、先に定めた『佐渡市教育大綱』の6つの基本目標を達成するため、延べ18の施策を掲げています。平成29年度は、その中から重点的に取り組む施策を決め、年度末までの達成目標を定め、取り組んでまいりました。

ここでは、その成果と課題を踏まえつつ、平成30年度の方針を報告させていただきます。

基本目標1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

基本目標1につきましては、「施策1 学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育」と「施策2 豊かな心、倫理観、規範意識を育む道德教育」の2点を重点に定め、取り組みました。

「施策1 学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育」では、全国学力・学習状況調査や標準学力検査（NRT）で、目標値を設定し、その達成のため、各小中学校からの要請訪問や学校支援訪問を実施してきました。

また、中学校数学と英語に対する「学力向上プロジェクト」の継続、佐渡市PTA連合会と連携した家庭学習に関する研修会・講演会の開催等に取り組みました。

その結果、全国学力・学習状況調査では、設定した数値目標の達成が、小学校では50%、中学校は25%でした。前年度に比べて全国平均との差も縮まり、改善が見られる結果となりましたが、目標に届かない教科・項目はまだ多くあり、その改善が課題です。標準学力検査（NRT）については、まだ結果がまとまっていませんので、後日報告させていただきます。

平成30年度は、目標値をさらに上方修正し、その達成を目指します。そのために、「学力向上プロジェクト」を引き続き実施し、数学並びに英語を中心とした授業力の向上と、全校体制での取組を推進します。

加えて、今後、年次計画で、小中学校に電子黒板等のICT環境の整備を図ることとしました。導入された学校から、デジタル教材や資料を活用しながら、新学習指導要領で重視されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。

また、家庭学習では、教職員研修会、保護者向け講演会の後、研修内容を実践するためのモデル校を募集し、その実践を紹介しながら各校への取組の拡大を促しました。その結果、平日1時間以上家庭学習に取り組む児童生徒が、小学校では69%、中学校では61%と、目標値を概ね達成することができました。

しかし、依然として家庭学習の時間は十分とは言えません。今後もこの実践をさらに各学校に広め、取組の拡充を図ることで学習時間の増加に努めます。

「施策2 豊かな心、倫理観、規範意識を育む道德教育」では、小中学校全ての学級での道德の公開授業実施と、全ての学校での人権教育、同和教育の公開授業や指導案づくり等の実施を目標に、その達成を目指しました。結果は、道德の公開授業は81%、人権教育、同和教育の取組は75%の達成でした。平成30年

度は、小学校道徳の教科化が全面実施となります。中学校道徳も平成31年度の教科化に向けた準備が本格的に始まります。効果的な指導法や資料の活用方法などの研修のさらなる充実を図るとともに、保護者への積極的な公開を各学校に働き掛けます。また、平成30年7月には、佐渡市を会場に「新潟県同和教育研究集会」が開催されます。研究指定校を中心として、市内小中高等学校と連携して取組を進め、成果を共有することで、人権教育、同和教育の充実を図ります。

基本目標2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

基本目標2につきましては、「施策6 佐渡を知り、愛し、誇りとするキャリア教育」を重点に定め、佐渡学の実施、課題解決学習を取り入れた職場体験活動の実施、『キャリア教育グランドデザイン』に基づくキャリア教育の全学年実施を目指し、学習についての指導・支援、職場体験受け入れ企業の拡大と連携の強化、小学校6年生向け教材『みらい'sノート』の有効活用研修等に取り組みました。

その結果、「佐渡学」を実施している学校は、小中学校とも昨年に引き続き100%となりました。今後この数値を維持・継続するとともに、発達段階に応じた学習内容の質的向上を図るよう、指導します。課題解決学習を取り入れた職場体験活動を実施する中学校は、平成27年度から計画的・段階的に取組を進め、平成29年度には13校中6校が実施し、達成率46%となりました。平成30年度にはさらに4校、平成31年度には残りの3校で実施することにより、平成31年度末で100%達成の予定です。

『キャリア教育グランドデザイン』に基づきキャリア教育を全学年で実施している学校は全体の94%となり、今年度の目標値を大きく上回りました。今後は、各学校のキャリア教育全体計画がグランドデザインに整合しているかの点検・見直しを指導することで、平成30年度中に100%の達成を目指します。

また、基本目標1でも説明しましたICTの導入に伴い、授業における効果的なICTの活用に関する内容を重点施策に掲げ、教職員の研修を中心とした取組を進めます。

基本目標3 安全・安心な学校づくり

この基本目標につきましては、「施策9 安心な学校をつくるための生徒指導体制」を重点とし、いじめの解消率100%と不登校発生率の減少を目指しました。

いじめの解消では、『佐渡市いじめ防止基本方針』に基づき、未然防止、早期発見、即時対応を図るための学校体制を支援するとともに、迅速な報告を求め、学校と教育委員会で連携して対応するよう努めました。その結果、解消率は86%と目標数値には届きませんでした。現在も指導を継続し、解消に向け粘り強く取り組んでいます。平成30年度もこの取組を続けるとともに、小さな事案であっても教育委員会への報告を求め、学校と教育委員会が連携を密にした取組をすることで、100%の解消に努めます。

不登校発生率減少では、平成28年度から全小中学校で共通に実施している「心の健康チェックアンケート」の活用と、新潟県が示す「子どもとともに1・2・3運動」の実施を徹底することで、児童生徒の実態把握・状況把握に努めました。その結果、個々の児童生徒の把握と分析は進んだものの、発生率の減少にまでは至りませんでした。不登校の発生は年々増加傾向にあります。平成30年度は、特に小学校での未然防止と早期対応の取組の充実、関係機関、特に子ども若者課との連携を強化し、役割分担を明確にすることで、発生率の抑制、減少に努めます。

基本目標4 高等教育・研究機関との連携の強化

この基本目標では、「施策10 大学や研究機関を活用した教育」を重点とし、大学や研究機関並びにI

C Tシステムの活用の充実を目指して取り組みました。

大学や研究機関の活用では、活用例を各種研修会で提案・紹介することで充実を図るよう努めました。その結果、学校の教育活動のほか、授業研究の外部講師等でも大学教授を積極的に招聘し、内容の充実を図る学校が増加しました。実施率は61%と目標の80%には達しませんでした。今後も引き続き有効な活用事例を紹介することで、目標の達成を目指します。

I C Tシステムを活用した研修会の実施は5回という目標を達成することができました。上越教育大学だけでなく、県立教育センター研修にも活用の幅を広げて実施し、好評を得ています。平成30年度は目標値を7回に引き上げ、教育振興基本計画に記載されている平成31年度目標値の達成を目指します。

基本目標5 一人一人が学び続ける社会教育の充実

この基本目標では、「施策12 公民館活用機会の拡大」「施策13 スポーツ実施率の向上」「施策14 図書館・図書室の資料とサービスの充実」「施策16 文化・芸術の振興」の4つを重点に、取組を進めました。

「施策12 公民館活用機会の拡大」については、公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしていることを踏まえ、地区公民館を地域の活動拠点とし、「地区公民館事業活性化支援隊」や市民の協働による各種文化、スポーツ、レクリエーション活動を実施しました。これからも社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集え、人間力の向上などを中心としたコミュニティのためのサービスの提供を進めていきます。

「施策13 スポーツ実施率の向上」では、国は平成34年3月までに、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度となることを目指しています。市でもその目標に向けて、子どもから高齢者までの多世代がスポーツに親しむ環境づくりを図るとともに、平成30年度はモデル地区を一地区選定し、地域住民が自主的・主体的に運営等に参画する総合型地域コミュニティクラブの設立を目指します。

「施策14 図書館・図書室の資料とサービスの充実」については、平成29年度から5つの図書室にも専任職員の配置と土曜・日曜日の開館を実施しました。その結果、図書室の来館者は昨年より1.22倍に増加しており、これからも図書館が誰にとっても身近な存在であり、それぞれのライフステージにおいて学習ができるよう、サービスの充実に努めていきます。

「施策16 文化・芸術の振興」については、佐渡の多様な伝統文化を保存継承するとともに芸術・文化の高揚を図り、市民生活の向上と文化発展に寄与することを目的に、本年7月に一般財団法人「佐渡文化財団」を設立します。また、市の文化施設を活用し、佐渡の貴重な文化を島内外の人びとに広く発信することにより、文化の保存と継承、市民の郷土愛の醸成につなげていきます。

平成30年度は、これに加えて、施策15に掲げたジオパークの推進、施策17に掲げた、家庭や地域の教育力向上にも力を入れて取り組みます。

ジオパークの推進については、昨年11月に行われた4年に一度の日本ジオパーク委員会の再審査において、「条件付き再認定」となったことから、示された課題の整理と、その解決を図り、2年後の再認定に向けて取り組んでいきます。ジオパークは「教育」・「保全」・「地域振興」の3つの柱を循環させて持続可能な社会づくりを目指す、ユネスコの正式プログラムです。平成30年度は、これまで以上に、各世代における普及・教育活動、ジオガイドの育成、地域における活用など、世界農業遺産や世界文化遺産の登録活

動と連動しながら事業の推進に努めます。

学校・家庭・地域の連携促進では、近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。このことから、平成30年度は、地域コーディネーターの配置を、昨年より13校多い小学校17校、中学校9校の計26校で行う計画としております。

基本目標6 家庭教育・地域教育充実のための取組の推進

この基本目標では、「施策17 家庭や地域の教育力向上のための取組」を重点に掲げ、家庭学習習慣の確立を目指して取り組みました。基本目標1でも説明しましたが、平成29年度は保護者向けの家庭学習に関する講座を開催するとともに、各学校にPTAと連携した啓発活動を要請しました。

その結果、PTAで家庭教育啓発活動を実施している割合が81%となりました。目標の90%には届きませんでしたが、平成30年度は、すでに実践している学校の取組を紹介したり、中学校区で連携した取組を奨励したりすることで、取組校の増加に努めます。

児童生徒のテレビ等の視聴時間、ゲームやスマートフォンの使用時間についても目標値を定めて取り組みましたが、小中学校とも十分な成果を上げるまでには至っていません。今後も、各校の家庭学習強調週間など保護者と連携した取組を粘り強く継続し、目標の達成を目指します。

さらに、平成30年度から、コミュニティースクール導入に向けた取組を計画的・段階的に進めていきます。基本目標5でも説明しましたように、まずは、地域コーディネーターの学校配置数を増やすため、人材発掘と育成に努めます。並行して、モデル校の設置数を段階的に拡大していきたいと考えています。

おわりに

本市の教育の充実・発展のためには、『佐渡市教育大綱』の理念に基づき、学校、家庭、地域が連携し、課題を共有するとともに、『佐渡市教育振興基本計画』に掲げる施策を着実に実施していくことが重要です。

教育振興基本計画の施策実施につきましては、平成30年度も重点を定め、平成31年度目標値の達成に向け、取り組んでまいります。

また、新教育委員会制度へ移行し2年目を迎えるにあたり、多様化する教育行政の課題に的確に対応していくため、教育委員会事務局組織の見直しを行います。

本市の教育の充実・発展のための各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成30年度の教育行政方針といたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） ただいま市長と教育長の施政方針がありました。そこで、とりわけ今ほどあった教育行政方針の中では、最後のくだりの中で教育委員会の事務局組織の見直しを行うという文言がございます。この議案を出された議員全員協議会のときも何ら説明もなかったのですが、組織の見直しということになると、例えば部長制になるときに総合戦略室の問題で議会との調整をしながらやっていったような関係もあります。これは、私の聞くとところによると新しい課をつくるとか、次長をつくるとかという話もあ

りますから、次長ということになれば部長ですから、ここは一体どういうことなのか。「見直しを行います」ですから、明らかにしていただきたい。市長のほうでは、公民館との連携のことを言っておりますが、例えば平成29年度にやった子ども若者課のように公民館の委任なのか、社会教育事務の委任なのか、補助執行なのか、もしくは兼務、充てるものなのか、ここも議会がかかわらなければならない問題だと思っております。法的にもそうです。そこのところを議長において明らかにしてください。

○議長（岩崎隆寿君） 後ほど執行部と調整しまして、説明させる場をつくりたいと思います。

以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第7 議案第1号から議案第56号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、議案第1号から議案第56号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）でございます。本案は、歳入歳出にそれぞれ1,600万円を追加する補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。補正内容は、歳出では1月下旬の寒波により発生した大規模断水の対応に係る経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものです。

議案第2号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、一般社団法人佐渡観光協会と一般社団法人佐渡地域観光交流ネットワークが合併し、一般社団法人佐渡観光交流機構に名称を改めるとともに、あわせて今後派遣が想定される団体について整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂行政サービスセンターの新築に伴い、その住所を変更することから、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂行政サービスセンターの新築に伴う地区公民館の位置の変更並びに同センター及び小木行政サービスセンターと公民館との供用開始に伴う地区公民館の使用料の改定のため、条例の一部を改正するものです。

議案第5号 佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険の財政運営が市区町村から都道府県に移行することから、条例の一部を改正するものです。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年度から国民健康保険法の規定により適用される住所地特例の見直しが行われることから、条例の一部を改正するものです。

議案第7号 佐渡市子ども未来応援基金条例の制定について。本案は、地域における児童福祉の推進を図ることを目的とする事業の経費に充てるための子ども未来応援基金を設置し管理するため、条例を制定するものです。

議案第8号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料等を設定するため、条例の一部を改正するものです。新たな保険料は、本市の高齢化の進展による介護サービス見込み量の増加及び介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業をさらに推進するため、基準となる保険料を前年度月額より400円引き上げ、月額6,200円に改定するものです。

議案第9号 佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正に伴い、介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について平成30年度から地域支援事業の給付対象へ完全移行されることにより、条例の一部を改正するものです。

議案第10号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正に伴う新たな居宅サービスに係る手数料の追加及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に係る手数料の見直しのため、条例の一部を改正するものです。

議案第11号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について。本案は、介護保険法の改正により、都道府県が実施していた居宅介護支援事業の指定業務を全ての市町村で実施することになるため、必要な事項について条例を制定するものです。

議案第12号から議案第14号までは関連した議案でありますので、一括して説明させていただきます。議案第12号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上の3議案は介護保険法関係法令の改正に伴い、国の定める基準が改正されたため、市が指定する介護予防事業所の人員等について所要の改正を行うものです。

議案第15号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から介護予防通所介護が地域支援事業に完全移行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第16号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正に伴い、運営事業の基準について条例の一部を改正するものです。

議案第17号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正に伴う所要の見直しのため、条例の一部を改正するものです。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準等を勘案した道路法施行令の改正を踏まえた新潟県漁港管理条例の改正に伴い、本市においても新潟県の漁港施設占用料の改定単価に準拠した改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準等を勘案した道路法の施行令の改正を踏まえた新潟県道路占用料徴収条例の改正に伴い、本市においても新潟県の道路占用料の改定単価に準拠した改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第20号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、都市公園法施行令等の改正に伴い、公園施設として設けられる運動施設の設置基準について条例の一部を改正するものです。

議案第21号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、一定の要件を満たす入居者の収入申告義務を緩和し、及び老朽化した市営住宅を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第22号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した井内教職員住宅を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第23号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、小木体育館を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第24号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、南佐渡離島開発総合センターを廃止し、小木行政サービスセンターに公民館機能を統合するため、条例を廃止するものです。

議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性センター）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。その理由としては、農業関係施設の有効活用等の検討のため、期間をさらに1年間延長するものです。

議案第26号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、現在吉井、水津、月布施の3郵便局で行わせている戸籍等の証明発行事務について、その期限をさらに1年間延長することとするため、同法第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第27号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館用地）。本案は、佐渡太鼓体験交流館の譲渡に伴い、建設用地を無償譲渡することについて議会の議決を求めるものです。

議案第28号 市道路線の認定について。本案は、本市が実施する寺田線道路改良舗装事業に伴い、市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第29号 市道路線の変更について。本案は、本市が実施する道路改良舗装事業に伴い、関連する路線を変更する必要がありますので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第30号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものです。変更の理由は、公共的施設の整備計画におけ

る事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものです。

議案第31号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ7億4,941万3,000円を減額するものです。補正内容は、歳入では国庫支出金及び市債などの減額計上と県支出金及び繰入金などの増額計上、歳出では1月下旬の寒波による漏水被災世帯に対する見舞金に1,588万6,000円、道路除雪経費に4億8,603万2,000円を予算計上するほか、事業の確定及び年度内所要見込み額の算定に基づく事業費の減額などを計上するものです。

議案第32号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ2,913万6,000円を減額するものです。主な補正内容として、一般被保険者療養給付費を増額計上し、共同事業拠出金を減額計上するものです。

議案第33号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ536万6,000円を減額するものです。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定により、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等です。

議案第34号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、繰越明許費として6億7,601万5,000円を計上するものです。内容としましては、測量設計委託料、汚水管渠工事、水道管等補償費について翌年度に繰越すものです。

議案第35号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出予算額にそれぞれ1,020万円を追加するものです。主な補正内容は、小水力発電売電料収入の増額に伴う基幹水利施設管理費の繰出金の増額です。

議案第36号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ930万円を減額し、予算総額を4億7,113万5,000円とするものです。主な補正内容は、実績確定見込みに基づき、歳入では介護サービス収入の減額と一般会計繰入金の増額、歳出では一般管理費及び介護サービス費の減額を計上するものです。

議案第37号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ1,745万円を減額するものです。主な補正内容は、実績見込みに基づき、歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額、歳出では一般管理費の減額を計上するものです。

議案第38号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ669万2,000円を減額し、予算総額を753万8,000円とするものです。補正内容は、造林事業受託収入の減額です。

議案第39号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ491万2,000円を減額し、予算総額を168万9,000円とするものです。補正内容は、造林事業受託収入の減額です。

議案第40号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ600万円を減額し、予算総額を17万7,000円とするものです。補正内容は、造林事業受託収入の減額です。

議案第41号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について収入を2億2,201万6,000円減額し、収入総額を18億6,339万5,000円に、支出を2億1,868万7,000円

減額し、支出総額を20億5,013万6,000円に、資本的収支の支出を49万5,000円減額し、支出総額を3,237万6,000円とするものです。主な内容としましては、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整と一般会計繰入金金の精算的調整に伴う補正です。

議案第42号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、資本的収支について収入を2億1,669万8,000円減額し、支出を2億807万4,000円減額するものです。主な補正内容は、資本的収支において老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業、施設増改良事業等に係る事業費の減額及び配水管等敷設事業の増額と、これに伴う企業債、国庫補助金及び一般会計出資金の減額と工事負担金の増額です。

議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、徹底した事務事業の見直しを行なった一方で、佐渡市将来ビジョンに沿って限られた財源の中で「佐渡國再建・自立できる島」を目指して、事業の選択と集中を図った予算編成を行いました。本市の平成30年度一般会計予算案は、合併特例債事業、公債費、物件費などの減額により、予算規模は457億円で、平成29年度の当初予算に比べ12億円、率で2.6%の減額となりました。歳入では、基幹財源である市税収入の確保を考慮しながら積算計上し、地方交付税については合併特例期間の終了による段階的縮減の見直しの影響を見込み予算計上し、財政調整基金などの基金繰入金については計画的に取り崩しを行うよう予算計上したものです。また、歳出では、佐渡市将来ビジョンで掲げた戦略の中でも、観光地域づくりの推進、産業の振興、災害に強い島づくりについて事業の優先化、重点化を図ったところでございます。

議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県へ納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,700万円とするものです。

議案第45号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等、所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,780万円とするものです。

議案第46号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成30年4月から予定されている制度改正等を踏まえ、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向等を勘案するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業に要する費用を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億7,680万円とするものです。

議案第47号 平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,300万円とするものです。歳入の主なものは、分担金及び負担金1億1,819万9,000円、使用料及び手数料6億2,485万5,000円、国庫支出金4億円、一般会計繰入金17億9,258万9,000円、市債4億8,220万円などで、歳出の主なものは下水道管理費6億7,822万5,000円、下水道建設費9億2,054万3,000円、公債費16億2,575万3,000円などを計上するものです。

議案第48号 平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,530万円とするものです。歳入の主なものは売電収入3,529万9,000円で、歳出の主なものは基

幹水利施設管理費1,372万9,000円、施設整備費返済金925万円、施設更新積立金642万円などを計上するものです。

議案第49号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、入所者及び短期入所等に係る施設介護に必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,390万円とするものです。主な内容は、歳入では介護給付費収入、自己負担金収入及び一般会計繰入金で、歳出では施設費及び介護サービス費を計上するものです。

議案第50号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,240万円とするものです。主な内容は、歳入では介護給付費収入、自己負担金収入及び一般会計繰入金で、歳出では施設費、介護サービス費及び公債費を計上するものです。

議案第51号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19万2,000円とするものです。歳出の主なものは、管理会費などの経費であり、その財源としては財産収入です。

議案第52号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173万円とするものです。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては造林事業受託収入及び財産収入などです。

議案第53号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算総額をそれぞれ159万3,000円とするものです。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては造林事業受託収入及び財産収入などです。

議案第54号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ277万7,000円とするものです。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては造林事業受託収入及び財産収入などです。

議案第55号 平成30年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を16億5,273万6,000円、支出総額を19億1,448万4,000円に、資本的収支の収入総額を1億1,789万6,000円、支出総額を2,697万8,000円とするものです。主な内容としましては、地域医療確保のため、経営の効率化に努めて経営安定化を図るものです。

議案第56号 平成30年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を27億5,341万8,000円、支出を27億1,952万1,000円とし、資本的収支について収入を16億9,139万5,000円、支出を23億8,868万4,000円とするものです。主な内容としましては、国庫補助事業による老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業及び配水管等敷設替事業でございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ここで昼食休憩といたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 済みません。先ほどもご報告はあったのですけれども、この学校給食に関して非常食とか、どういう対応だったのかということで、この1,600万円の中のどの程度が学校給食の非常食に当たったのか、またそれが何日で何食分だったのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） お答えいたします。

第11号の専決処分の承認につきましては、今回の漏水、断水に伴う自衛隊の派遣に係る経費、それから公益社団法人日本水道協会の新潟県支部の応援によります自治体の派遣に伴う予算を計上したと、専決処分させていただいたものでございます。先ほど行政報告でありましたそういった部分については、この予算の中に入っておりません。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） この条例の改正によって、第2条第2号の新潟県厚生農業協同組合連合会というのが今まで入っていなかったと思うのですけれども、議員全員協議会での説明のときにはこれが加わった理由とか、そういうことが言われていなかったのですが、その辺の理由は。お聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 議員全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、派遣が想定される団体ということで新たに追加をしたということでございます。新潟県厚生農業協同組合連合会につきましては、医療関係従事者等の交流というようなことも今後想定されるのではないかとということで今回つけ加えたものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 医療関係ということであれば、佐渡市も病院関係持っていますよね。そういうような点からすると、ちょっと理由のところがいまひとつはっきりしないのですが、今後想定されるということであるならばどのように、もう少ししっかり想定される理由をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

この後介護保険等の事業の中で医療、介護連携を進めていく必要があると思います。そういう場合に、仮に双方の研修ということで人員を交換するというようなことも市民福祉部としては想定をしておるとい

うことをございます。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 済みません。早口で内容が全く聞き取れなかったのですけれども、ゆっくりちょっと、しっかりご説明願えますか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 失礼しました。医療、介護連携、この後地域包括ケアシステム構築のために進めていく必要があります。そういった中で、医療従事者の関係、新潟県厚生農業協同組合連合会あるいは当市の職員、相互に研修、派遣等が市民福祉部では想定をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 新旧対照表のところですが、まず一般財団法人赤泊振興公社が削除ということで、どういう状況であったかというご説明と、あとは新のところで先ほどの新潟県厚生農業協同組合連合会の話、あとは1社、一般社団法人佐渡観光交流機構、一般財団法人佐渡市スポーツ協会、一般財団法人佐渡文化財団ということで、それぞれ何名ずつを派遣の予定としているのか、そして新組織はいつから立ち上がる予定で、どういうふうな想定なのかということをご説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、一般財団法人赤泊振興公社につきましては、今回の改正に伴い、派遣の可能性がないということで削除したものでございます。一般社団法人佐渡観光交流機構、それから一般財団法人佐渡文化財団、こちらにつきましては新年度に立ち上げを予定しておりますので、今何名というものは具体的にまだ決定していませんが、新年度に想定をされるということで記述したものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 関連して、両組織を具体的に何月何日から立ち上げる予定としているのかということについて、そして一般社団法人と一般財団法人という法人格を想定していますが、その根拠、経緯、そしてその名称の選定、まだ仮称ということでしたが、その名称に至るに当たった経緯、結果についてご説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

まず、一般社団法人佐渡観光交流機構のほうですけれども、一応今の予定ですと4月1日を目指しております。名前については、これまでの議論の中でいろんな方と協議をして決めてきたという背景があります。

以上です。

〔「法人格」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（安藤信義君） はい。一般社団法人ということで始めさせていただきたいという格好で、これまで議論の中で決めさせていただいたところです。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

一般財団法人佐渡文化財団でございます。平成29年4月に設立準備会の開催要項を定めておりまして、それに基づいて10月より設立準備会を開催をいたしております。設立につきましては、平成30年、ことしの7月を目標に財団を設立するということでございます。一般財団ということでございますけれども、財団は財産を扱うということになりますので、財団法人という形にさせていただきました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 現状の一般財団法人赤泊振興公社、一般社団法人佐渡観光協会、スポーツ振興財団に派遣している状況はどうかということが1つ。

2つ目は、例えば入札とか何かでいうと天下りが云々というのがあるのだけれども、市の補助金やいろんなものが出ているところに行くのはなかなか難しい側面もある時代なのだけれども、その辺はあなた方これをどう考えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） まず、一般社団法人佐渡観光協会のほうへの派遣ですけれども、現在1名ということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） 一般財団法人佐渡市スポーツ協会のほうには今一人も行っておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 済みません。漏れておりました。一般財団法人赤泊振興公社のほうはゼロです。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 以前にも紹介してありますが、第三セクターに関して市が出捐する、出資する、そういうところに対しては出資はいいのだけれども、経営責任は経営責任としてやっぱりしっかり任せろというのが第三セクターあたりの指針となっているわけです。先ほど市民福祉部が言った人事交流という単純なものならば私は問題ないと思うのだけれども、この性格上見ると、例えば一般財団法人佐渡文化財団というのはこれから立ち上げて実際に転がっていかねばならない、中心核を担うというふうに私は見えるのですが、そういうところは問題ないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 関係部署と確認して、問題ないということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 一般質問ではないので、質問にはしませんが、きょうは伊藤副市長いらっしゃいませんが、総務省の指針では経営陣と出資の問題はやっぱり厳格にしないと後々問題が起きるということになっているので、指摘をしておきます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 提案理由の説明にもありましたように、もう一般週刊誌でも大きな問題になっていますが、国民健康保険がこの4月から変わるということです。つまり大改正なのです。

そこでお尋ねをするのですが、具体的に今までは国民健康保険だったのが事務というふうに分けていますよね。この4月からですから、実態の運用上はどうなるのか。この後予算のところでもやりますが、もう既に仮算定の結果が今年の11月に示されて、12月末には国の係数も入れて標準保険料率が決まるということですから、以前の国民健康保険の予算とまた違うというふうに分えなければいけないのだけれども、この4月から、つまり運営協議会そのものは県にあって県がやるのだろうけれども、佐渡市の中ではこんな形にする、具体的にどうなりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明をいたします。

実態的に市民から見た場合、今までの国民健康保険運営をしておる主体ということで、我々市町村でやっておることは変わりません。ただ、都道府県の財政運営にかわりまして、県から示された医療、介護等の納付金、後期高齢者の納付金、こちらのほうを今まで市で見積もっておった医療費推計あるいは介護納付金等の示された額において算定していたものが変わるということになります。

国民健康保険条例の改正の部分でございますけれども、いわゆる県にもこのたび国民健康保険の運営協

議会ができました。それと分けるために市の部分ということで明確化したわけですが、この後はやはり同じような中で動いていく中で保険税の算定、あるいは事務の運営については市の国民健康保険運営協議会でやっていくということになります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうしますと、例えば当初予算、今示されています。国民健康保険を運営協議会で協議をした結果出てくるのだけれども、今回の当初予算の中身あるいは今市民福祉部長がおっしゃった次年度の国民健康保険事業の事務、とりわけこの間言っているようにインセンティブの問題であるとか、保健事業の問題であるとか、あるいは先ほどおっしゃった連携の問題だとかも事業の中には入れなければいけないのだけれども、それはどうなっていますか。つまり4月1日からでしょう。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 事務的には先ほどの部分は大幅に変わらないということでお話をしたところですけども、今回県のほうで2月14日でしたか、算定結果というものを示しております。標準保険料率も示されておりますが、県では県の国民健康保険の運営方針というのを示しております。それに従って各市町村、おおむね県の考え方に統一していきますが、その中で標準的な事務をとり行っていくことになるかと思えます。ただ、市の運営協議会としましては、納付金等に関係ない保健事業でございますか、そういう部分のやり方等はその後この納付金にあわせて見積もりをして、平成30年度は6月所得確定を待ってまた本算定をしたいということで、そのとき具体的にお示しをするということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後ですが、これ私県の方針を持って見て言っているのですが、標準保険料率税額は示される、だけれどもその事務ということで見た目は変わらないのだけれども、ここに書いてあることで保健事業等の各市町村独自の取り組み経費も加算、減額しながらやるということなわけですね。事業方針。そうすると、4月以降にやるということなのですか、それともその辺はどうなっていますか。本来、前は確かに税の確定を待つということは6月になるでしょう。しかし、納付金については県が示してきているわけだから、それをどうしてやっていくかという、県内どこの市町村でもそうだけれども、どういう方向性で取り組んでいくのかということが今鋭く問われていまして、その辺を運営協議会との関係では、2月にあったではないですか。それを反映しているということなのですか。どうですか。また予算もありますから、予算でやりますけれども、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 佐渡市の運営協議会というのもございますので、そこで県の方針等も示しまして今回の運営協議会をやりました。そのあたりの詳細につきましては、市民生活課長のほうから説明をさせます。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明します。

2月に行われた市の運営協議会のほうでは、県で決定しました運営方針のご説明をいたしまして、6月の所得確定を待って、この県から示された納付金に見合う料率を設定していきたいといったことをご説明しまして、ご理解を得ております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市子ども未来応援基金条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） こちらの基金のほうなのですけれども、担当の常任委員会のほうで私立の保育園が今ふえているということで、その分の削減分を基金に充てていくという説明があったというふうには聞いているのですけれども、こちらは具体的にどういったものに関してこの基金を使っていきたいのかというところを教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

今ほど議員おっしゃったとおり、支出を私立に移したというようなことの経費、その余分が出た部分を積んでいきたいとは考えておりますが、なかなか今この状況ですとその部分が出ていないところでございます。ただ、この後ふるさと納税のほうで子供の応援コースというものも設けたいと考えておまして、そういうものも含めて積んでいく基金という形で考えております。

詳細については、担当課長のほうからもう一回説明をさせます。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

基本的にはソフト、ハード問わずこういった基金の活用をしたいというふうに考えておりますが、やはり一番必要になってくるのが私立保育園の施設修繕で、自治体の負担分というのがございます。やはりそういったところに一般財源を充てていくこともかなり厳しい状況になってきておりますので、そういった修繕をしながら、児童の安全確保をしながら児童福祉施設の環境整備をしてまいりたいというところがハード整備のものでございます。ソフトについては、子育て支援事業への充当というようなことを検討しております。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 済みません。関連して聞かせていただくのですが、この基金4月1日から施行するとなっていますけれども、初年度は幾ら積むのかというようなことは考えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

先ほど新たにふるさと納税コースを設けるということで説明をいたしました。これについては、4月

1日から募集、この基金条例自体の施行をしますけれども、一旦年単位、12月でまずふるさと納税の額等を確定しまして、平成31年3月議会で基金に積み立て、平成31年度予算の中でその基金から幾らおろすというようなことで明示をしていきたいと考えておりますので、平成30年度予算には今この額を幾ら盛るということは示してございません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） この基金ちょっと違うのではないか。つまり今市民福祉部長、子ども若者課長が言ったのは、私立の施設改修とか云々に充てるためというような言い方をしたのだけれども、もともと気のきいた自治体に行くと私立の改修費の補助、市独自の補助というのは持っているわけであって、今国の保育制度そのものがまだ完璧に変わってなくて、この後保育単価の中に減価償却費も入ってくるということになっているわけであって、何か違うのではないか。つまり施設の修繕で言うならば、全国の気のきいた市町村に行くと、私立に対する修繕費の要綱を持っています。佐渡市は持っていないけれども。そうしないと今言ったようなことも担保されないし、基金、基金と言うのだけれども、地域振興基金とかなんとか見てもわかるけれども、積むだけ積んで何も使っていないということになるわけで、今国も子育ての問題は一生懸命やるという、一応口だけ言っていますから、それをためるのではなくて、今どんどんやっていかなければならないときだというふうに私は思うのです。その辺どうですか。その修繕費の関係で。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

議員おっしゃるように、国の制度の構築がまだ固まっていないのは事実でございます。私どもとしましては、私立保育園等への補助ではなく、やはりきちっと国策として子供たちを守るという対策をとっていただくところで市町村が負担をする分、そういったところをやはり今積み立てていきながら継続していきたいというところでハード整備を先ほどご説明したところです。ハードのみにお使いするのではなくて、やはりソフト事業にもきちっと充てていけるようなものとしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 医療関係でちょっと懸念があるのですが、国が撤廃をしましたけれども、子供の医療費の助成をやっているときにペナルティーやりましたよね。これ何かといたら、あなたのところ金があるからということで国はペナルティーやったのです。今外しましたけれども。国は、そういった見方もしているので、ましてや基金の問題については本年度の地方財政の計画の中で厳格に取り扱えということが言われていて、そういう懸念はありませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今現在私ども国のほうの動きを見ておりますけれども、医療費のようなペナルティーというところは想定されていないというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ちょっと油断をしております、第8号をやられてしまいました、さきの第8号は介護保険料を上げるという部分で質疑ありましたけれども、では第9号聞いておきます。

給付準備基金の関係です。ここに新旧対照表があるように、今度は第1条の中で介護保険事業の健全な運営に資するためというふうに明確にうたっています。第6条では地域支援事業も入っています。地域支援事業というと、今3つですよ。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業と、この3つになっているわけなのだけれども、そこの関連は本当に充てていかなければならないというふうに思うのですか。

もう一つ言いたいのは、介護保険事業というのは市町村の自治事務ですから、一般会計の繰入れもやっている市町村あります、全国的には。さっき保険料のところをやらなかったから、後でやりますけれども、どのようになるのかな。具体的には、今までの基金の使い道の状況、そして地域支援事業との関係のものはどうなるのか、そして現在一体幾ら基金があるのか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

今回の改正については、地域支援事業についてこれを充てられることにしたり、給付費のみから充てられることにしたりということでご提案させていただきました。何が大きかったかといいますと、議員今ほどご指摘をされましたように、介護予防・日常生活支援総合事業ができて、予防のほうですけれども、要支援認定者等の通所介護、それから訪問介護については地域支援事業から支出するという形になりました。トータルで我々考えていく必要がこれに出てきたものですから、地域支援事業の中にこれを含めたいということでご提案をしたものでございます。

基金の残高については、高齢福祉課長のほうから説明させます。

○議長（岩崎隆寿君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

平成29年度の残高見込みということで、2億5,000万円ほどを予定しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） では、その地域支援事業、いわゆる悪名高き介護予防・日常生活支援総合事業との関係でお尋ねをしておきたいのだけれども、国は介護予防・日常生活支援総合事業に余り金を入れるなど言っている。だけれども、介護予防・日常生活支援総合事業そのものは佐渡市がやる事業になるわけです。

よね。この基金との関係を見ると、基金がないと介護予防・日常生活支援総合事業はやれないみたいなことにもなりかねないと思うわけ。つまりこれも使うけれども、佐渡市からもしっかり金を出してやるということをしなないと介護予防・日常生活支援総合事業そのものが私は成り立たないと思っているのですが、考え方はそういうことでいいですね。介護予防・日常生活支援総合事業にも充てるといふ、充てられるという基金だと。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

基本的には給付費に充てていくというのは変わりません。介護予防・日常生活支援総合事業について、予防支援の部分で今まで相当サービスをやってまいりました。我々もこの相当サービスについては必要だろうと考えておりますので、それに充てる経費だというふうに考えています。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結します。

議案第11号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結します。

議案第12号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結します。

議案第16号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませ

んか。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 市営住宅条例の一部改正で、産業建設常任委員会に付託された議案なので、控え目にやりますけれども、なぜこの時期に改正しなければならないのか、この理由が1点と、2点目に一部改正の内容、それとこの目的は何なのかという3点についてお伺いします。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

この時期でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というものが平成29年7月に施行され、改正住宅法が施行されました。その中で、入居者である認知症患者等の収入申告義務、こちらの緩和ということで改正がございました。これに基づきまして条例を改正することによりまして、通常市営住宅では家賃の算定のために毎年収入申告していただいております。その中で、認知症である者とか知的障害者、精神障害者、その他これらに準ずる方が収入申告を忘れてたり、できなかつたり、そういった部分が多々見受けられるという部分で、そういった方については市のほうで所得の調査ができるということを定めるものでございます。この申告がないと一番高い家賃になってしまうものですから、そういった形で収入申告の緩和という内容でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） もう一回お願いします。

この教職員住宅条例の一部改正ですけれども、議案の資料を見ますと上新穂、井内教職員住宅ですが、確認のために質疑しますけれども、この一部改正の中身、理由を具体的にお伺いします。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） それでは、新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、新穂地区の井内教職員住宅、これを廃止するものでございますが、そもそもこの住宅については昭和59年建築です。33年が経過しております。老朽化しております。あと、新穂地区にはこの井内住宅のほかに……申しわけございません。教育委員会の教職員住宅は井内でございますが、一般のいわゆる建設課の所管します住宅については、新穂地区には馬場第1、第2、潟上第1、当該井内の4つの住宅がございまして、それを今後整理、統合するというような計画がございまして、あと、学校教育課の井内教職員住宅については、先ほどご説明したとおり老朽化をしておるということで、この際これを整理、統合してその井内の地区に新たな住宅建設を行うというもので廃止をさせていただくという内容でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 昨年の12月議会でも少々もめた案件の中の一つの関連でありますので、お尋ねをしておきますが、小木体育館の、きのうも何か小木のほうで学校で窓ガラスが飛んでどうのこうのというのがありましたけれども、この施設そのものはかなり、穴があいていて老朽化していて、壊さなければいけないというのはわかるのでありますが、昨年の12月のときもありましたが、地区から代替施設みたいな要望書が届いていると担当副市長は言っていました、そういった中身も含めて言うときちんと円満解決をしているという理解でよろしいですか。要望書が届いている、その要望書の扱いはどうなりましたか。それも含めて。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

今議員言われたとおり、小木体育館については昭和42年の建物ということでかなり老朽化しております、昨年の4月に天井板が落ちたということで現在使用休止をしております、そのことで今回廃止をしたいということがございます。地域の方々の要望が出ておりますけれども、その要望につきましてはその後のことということがございますので、これだとすると今危険なものを解体したいということで、まずそれを更地にしたいということで考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今置かれているこの体育館の状況の中で、とりわけ危険だから壊さなければいけないというのはわかります。ただ、市長が施政方針で言っていたように、どのような計画でも住民の理解とあれがなければ住民の信頼を失うという、きょうの午前中の施政方針ありましたが、そうするとあれ以降関係者の方々とは話し合いをあなた方はしていないということですか。要望書が出たっきりで。どうですか、その辺は。壊すのは壊す、それはこの後の話だとあなたは今言ったのだけれども、関係者はそういう理解をしているということではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） 全員が理解しているかということは非常に難しいと思いますけれども、先ほど言いました非常に危険だということでございますので、まずこの危険を取り去りたいということが一番の理由でございますので、そこをまずしっかり危険なものを除くところをさせていただければというふうに思っていますので、先ほど話ありました地域の方々のその後ということでございますが、そこはやっていないということではないですけれども、その都度お話はさせてもらっておりますので、会議としてはやっていませんけれども、個別でその方々とお話というのはさせてもらっておりますので、そういうことです。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 本会議でも公式に話があった市民から連名で文書が出されたものにはきちんと答える義務が私あると思うのです。それはきちんと答えたという理解でいいですか。やらないならやらないで

も構わないのです。答えるという作業は行政として説明責任を果たす上で私は必要だと思うのですけれども、やりましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今ご指摘の件につきましては、地元から体育館取り壊しの後の活用についての要望は出ております。それについては、まず今の危険状態を除去するために取り壊させていただくと同時に、その一方で今後どのような活用案があるのかどうかについて地元と一緒に検討を進めさせていただき、今後検討を進めさせていただきということで、当時要望書を持ってきた代表者の方々は了承していただいております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結します。

議案第24号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性センター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） さわたコミュニティセンタービューさわたの件に関しまして私何度も何度も質問しているのですけれども、昨年には公募するということだったのが、さまざまな状況で公募しないでこの期間が延長になったわけですけれども、その期間がまた今回1年ということの理由、それからこのときに市長は市民の皆様に対してはご説明できる段階になりましたらそのような場を設けまして説明させていただきたいというような回答をいただいているのですけれども、この指定管理決まる前に市民の方々に説明等はあったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明をいたします。

さわたコミュニティセンタービューさわたの件につきましては、当初公募をして、譲渡するという形で進めさせていただきました。ただ、この施設につきましては、さわたコミュニティセンターという名前で国土交通省の補助金で整備された部分、それに加えて農林水産省関連の補助金でつくりました大佐渡交流活性化センターというものが一体の施設でございます。大佐渡交流活性化センターについては、今までの使い方であると原則50年という縛りがあって、なかなかこれは、補助金の返還を伴うということでございましたが、農業関連の施設にきちんと使えないかということを探りたいということで、1年間その関係について探っていきたいということで今回、申しわけございません。期間を延長させていただきたいということでございます。その間住民団体等の利用者の方々との話し合いにつきましては、これをきちんと

と決めて、できれば平成30年度早期にはこの農業利用の関係を決めまして説明をしたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） ということは、1年間ということであると、この前のトータルで2年要するということだと思うのですが、大体見通しがあつての1年ということにしているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

見通しがあるかどうかということではなくて、利用方法についてもう少し期間をいただきたい、ことしじゅうには方針について決め切れないということで、今現在年末から庁内でプロジェクトチームを立ち上げてまして、新たな活性化センター等の利用方法について今検討中でございます。何とかあと1年で結論を出したいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） ということは、これプロジェクトチームで結論が出なければまた延長ということも考えられるということですよ。もう少し長期的なスパンで考えていくということではできなかったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 農業関連の施設であるということで、農業のものに生かしていきたいということで考えてございまして、今関連課プロジェクトチームを立ち上げました。市長からもでき得るだけ早期にと指示をされております。7月、8月というようなことで切られておりますので、結論を早期に出したいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 公の施設を何でも売っ払うとかというのは私は賛成ではないのだけれども、この問題は今も質疑であつたけれども、いつもやる、やる、やる、やるという、大分前から言ってきて、同じことを繰り返しているところに問題があるのです。これは、社会文教常任委員会の2月5日の資料です。財産処分の可能性について国、県と協議及び手続を行う必要があるため、平成30年度の1年間は指定管理による運営とすると。このことは前から言っているではないですか。何年も前から。何でこんなことになるのですか。つまり全くやっていないのではないかと思うわけ。私賛成ではないよ。ただ、物事の進め方として毎回毎回同じことを言って延ばしている。今回も同じことですよ。今言ったことは、もう数年も前から同じように言ってきましたよ。またここに来て同じことを言っているというのはよくわからない。そう思いませんか。皆さんもわかるでしょう。職員の皆様は。市長、副市長はわからないかもしれないけれども。何十年も前から言っているよ、大げさに。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

この農林関係の部分を探ったかどうかということ、我々所管が今年度から変わりましたが、調べてあつたかどうかということ、明確に答えが得られませんでした。私どもとしては、やはりこのところをきちんと、今議員のご指摘ですと今までしてきたのではないかと問われておると思っておりますけれども、我

々は決着をつけたいなということで考えてご提案をしておるわけでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 確認です。そうすると、今までがいいかげんだったということですね。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） いや、そのようには申ししてございません。検討はしてきたとは思いますが、我々引き継ぎが悪かったのか、そのあたり伺っていませんでした。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 簡単に言います。スピードだ、何だかんだと言うのだけれども、私これいいとは思いますが、今回言っていること、書いてあることはもう前の市政時代にも言っていたことなのです。やれる、やれる、やれる、10年来たらやれると言っていて何も準備していなかったということを私は言いたい。それだけです。いいです、答弁。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 先日開かれた社会文教常任委員会では、浴室部分のほかの農業施設の部分の民間とくに譲渡する方法の協議がもう間もなくまとまりそうなので、1年間あれば何とかできるから、同じ業者に延長させていただきたいという説明だったのですが、それから変わったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

協議の内容につきましては、市民生活課長から説明させます。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

議員おっしゃった意味と違うのかもしれませんが、今管理をしている業者については、延長するのであればその対応はできますというところは確認しておりました。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 協議が調いそうということでなくて、協議をしていきたい、協議の時間をいただきたいといった説明をしたつもりでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 言葉の使い方なのだと思いますが、今回1年間という限定的な指定管理の条例の中の市長特認で業者を指名して延長するわけです。というのは特別の場合です。ではなければ公募しなくてはならないわけです、こういう種類の施設は。ですから、今回間もなく何とかなりそうだから、認めてくださいということで、社会文教常任委員会の皆さんはまあそれならという、そういうふうな方向性になったと私は理解しておりますが、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

いずれにしても、今のままの使い方ですと、今後といたしますか、平成十五、六年に県のほうから譲渡いただいた後50年間は今のまま何の活用方法の変更もできずにいってしまうことになるわけですから、ここで県と協議して、県が言っております利用方法を10年ほど続けていけば、その後の活用方法の変更についての活用ができる可能性がありますので、その点について県と協議して確認する時間をいただきたいといった意味でございました。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 何を言っているかよくわかりません。私所管の常任委員会なので、詳しくそこで審査をしたいと思います。

終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この1年という時間の中でということは、1年後にはもう指定管理はないのですから、その間に譲渡の手続も並行して続けると、そういうことでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

この後結論を得まして、譲渡という形で進めていく部分、コミュニティセンターの部分ですか、そこはやっていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 先ほど夏ぐらいに結論をとおっしゃったということは、その後譲渡の手続に入るというスケジュールも並行して行うということですか。もう少しはっきりお答えください。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 入浴施設のほうについては、夏ごろまでに貸し付けなり、譲渡なりをする公募をできるかどうかを決めまして、あと大佐渡活性化センター、農業関連施設の活用方法についても夏ごろまでに方針を決めていきたいということです。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） これも同じような感じなのですけれども、この委託事務取扱期間が1年間という短い、通常は実際何年で、そして今回1年となったその理由をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

今回の指定期間1年ということであります。これにつきましては、通常3年で今までやってきております。日本郵政のほうから事務取扱手数料について見直しをしたいという申し入れがございました。その検討期間が1年かかるということで、今回1年ということで設定をさせていただいて継続をしたいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

〔「済みません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 失礼しました。5年でございました。3年ではなく、5年でございました。

訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館用地）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 確認ですが、先ほどのさわたコミュニティセンタービューさわたのことと私関連して捉えたのです。これだめだとかなんとかかというのではないのです。補助金適正化法の関係で10年云々というのだけれども、補助金適正化法が切れれば補助金を目的外に使っていいのかということのをさっき言ったのだと思う。だから、そういう角度でいうと、これは問題はありませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） この施設は、国土交通省の関係で、いわゆる建築年度から10年たった段階で包括承認ということで譲渡なりなんなりができるようになりますが、12月定例会のときにもお話ししたように補助目的を達成するには財産処分年の平成42年までかかりますので、そこまでは今の目的を続けてもらう必要があります。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 市道路線の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 市道路線の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第31号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） その前に繰越明許についてちょっと聞きますが、災害が大きかったので、繰越があるのはわかるのですが、道路橋りょう費の中の2つ、億単位のやつが約4億円と約2億円とあるのだけれども、この理由はどういうところにあるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

まず、道路橋りょう改良舗装事業でございます。こちらのほうにつきましては、今先ほど議員おっしゃったとおり7月の豪雨災害ございまして、そちらの査定が11月ぐらいに終わったということで、その間ほぼ災害にかかりきりだったということもございまして、道路橋りょう改良舗装事業につきましては14路線が繰越させていただきたいというものでございます。

その次の1億9,800万円ほどの……

〔「社会資本整備総合交付金事業（改築系）」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（猪股雄司君） はい。こちらのほうにつきましては、主に平松の2号線、こちらのほうの繰越ということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 歳入なので、幾つか聞きます。

まず1つは、市税の関係です。初めて50億円を切りますよね、佐渡市になってから。

〔「補正予算」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号についての歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費から 4 款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 25ページのふるさと島づくり寄附金事業、2,700万円減額とあるのですが、これはもうだんだん飽きられてきたとか、伸び悩んできたというふうな認識でいいのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

飽きられたとは思いたくはないのですが、実は平成29年度の納税が1月末で8,860万円ほどになります。

このままいきますと3月であと700万円ぐらいというようなことになるかと思えます。これにつきましては、返礼品の関係が収入のほうと連動しますので、この減額をお願いしたいということですが、来年に向けては中身を見直し、よりよいものにしたいというふうにして頑張っていきたいと思っておるところです。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 4 款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、5 款労働費から 8 款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 5 款の労働費のところのキャリアアップ助成事業の補助金が810万円減額になっておりますけれども、当初予算では1,200万円ほどの大きな予算だったと、3分の2が余ってしまったというふうなことなのですけれども、どういう事情であったのかと、予算の立て方に何か問題があったのかということについてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

キャリアアップ助成事業につきましては、今回810万円ということで、当初60人を予定しておりましたけれども、実績として9人ということになりました。正規雇用、非正規雇用を何とか推進してというような部分で私どもも頑張ってきたのですけれども、まだそこに踏み切れないとか、そのあたりはことしの現状を見ながら、大きな反省点として次に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） どういうところに問題点があったというふうに認識していますか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 詳しくはこれからの聞き取りという格好になるかと思いますが、私どもも仮に例えば非正規を正規にする際に企業側の考え方の中で、確かに補助金という形で支援するというようなことがあるのですけれども、全体の中で考えたときに、もうちょっと踏み切れないという部分があるの

かないのか、そのあたりはこれから詳細に聞き取っていきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今のに少し補足させていただきます。

平成29年度予算ではそれだけの残高出ましたが、平成29年度中の正規雇用化はできていませんが、平成30年度の正規雇用化を予定しているという地域振興課のほうへ回答が来ている部分でいうと30人強来ておりますので、それが新年度のほうに使わせていただくということにもなると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） この農林水産業費、市長、見てください。37ページから39ページまで全部減額です。理由があると思うのです、それぞれの事業について。ただ、先ほどの施政方針演説でここに力を入れようとしているのですが、これをなかなかもとに戻す面が難しい。その原因というのは、この従事者が少なくなったことが大部分ではないかと思うので、これをどうするのか。例えば39ページの離島漁業再生支援事業、これはいい事業だと思いますし、当時の近藤元彦副大臣が力を入れて5年間延長した事業ですが、これもだんだん減っている。要するに漁家、漁業をやっている家が少なくなれば当然減っていくというふうなことで、そのほかにいろんな集落営農・担い手事業等々ありますが、これ全部減額。これは、今後どう考えていかなければならないか。これは、補正予算で質疑する内容ではないかもしれません。初めてこれ見ました。それが1点。

2点目、37ページの農業委員会運営事業。ボーナスが出ておるはずなのだけれども、そのボーナスはどのように具体的に出ているのか。ただし、農業委員が1人少なくなったのかな。それから、適正化推進委員が辞退した人がおると。この辺について、私は所管の委員ですから、聞くのはいいですが、市民あるいは議員全員に知っていただかなければならないと思って、その2点について認識と内容の説明を求めます。

○議長（岩崎隆寿君） 高野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼農林水産課長）（高野博明君） ご説明いたします。

ソフトの面につきましては、特に実績によるものであります。当初予定したものよりも少ないというものであります。ハード事業につきましては昨年の豪雨災害の関係でいろんなところに影響があります。というのは、林道、農道関係が被災して、いまだ復旧は終わっていない、その関係で事業そのものがないというようなことがあります。そういう意味で、例えば39ページにあるような、上のほうにある県営農業農村整備事業等につきましても、これは当初予定したよりも、県営の事業ではあります。できない部分があったとか、林業関係についてもそういうものであります。先ほど離島漁業再生支援事業について質問がありましたけれども、これにつきましては昨年不正受給があったところの分が減額になったというものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅文君） ご説明いたします。

この農地利用最適化交付金につきましては、新体制になったと同時に対象になるということで、これにつきましては委員、それから推進委員の報酬について交付金が来ますという内容です。それで、その交付金の交付内容なのですが、平成28年からこの交付金がありました。それで、平成29年4月からその

交付金の内容が改正になりました。交付金の内訳なのですけれども、実際に1年間に利用集積がどれだけできたかと、単年度の利用集積面積に応じて交付金が来ます。もちろん遊休農地の出来高についても交付金がかかるのですけれども、そこは変わっておりませんが、変わった内容は利用集積の面積の捉え方なのですが、改正になった内容につきましては今までは佐渡市がどれだけ利用集積面積がふえたかということで交付金が対象になったのですが、変更になりまして、実際に農業委員会の委員、それから推進委員が自分たちで今利用集積を行ったという部分の面積だけしか対象にならなくなりました。それともう一つは、その対象の期間が1年間、12カ月分対象になったのですが、改正の内容につきましては、その途中で新体制になった場合はその新体制になった期間から12月分までしか対象になりませんよということなものですから、当初の予算では12カ月を見ていたのですが、改正になりました内容につきましては、佐渡市の場合は7月から新体制になったものですから、6カ月ということで、対象の期間が半分になってしまったということで、交付金の交付額を計算しますと約1,000万円減になってしまいました。ということで、歳出についても同じだけ減にさせてもらったということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 41ページ、これ私一般質問でやるから、詳しくは聞きませんが、この原因を聞きたい。通年観光化旅行商品造成支援業務委託料減700万円。これ通年観光は佐渡にとって最大の課題だと思う。これは、あかねが走っておったものだから、これで減になったのかどうなのかなという心配があるのですが、きょう6メートルの波であってもあかねは小木へ行ってしまったから、12時40分の佐渡汽船の船は走ることになったというふうに佐渡汽船から聞きました。あかねが向こうへ行ったからとは言わないのだけれども、ただ6メートルの波でも普通のカーフェリーなら走れると。恐らくこれまたそんなようなことで12月、1月のその商品がだめになったのではないかという心配があるので、この原因を聞きたい。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

これにつきましては、実施を毎年4月、11月、12月、1月、2月という期間でやっておるのですが、いろいろな施設を選んで民謡を鑑賞したり、料理とのパックにしたりということなのですが、実はちょっと条件的に厳し過ぎたかなという反省点があって、似たような商品が重なり合ったために、そのあたりが影響が出てしまったという反省点を今私どもも持っております。実質的にこれ減額になってしまったわけですが、このあたりは新年度にちょっと生かして、内容を見直して、なるべくかぶらないようにというような部分で解決していきたいというふうに考えています。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 先ほど同僚議員の方からキャリアアップの質疑がありましたけれども、先ほど9名の方がこの補助金を使われたというふうにお聞きしましたし、平成30年度のほうで30名強の予定をされているというふうには先ほどありましたけれども、こちらの内訳。どういった内訳かというと、社会保険を掛けていない人が正社員になるものと社会保険を掛けている方が正社員になるという、大きく分けて2つのパターンがあると思うのですが、ここの人数がどれぐらいの割合かによってこれのよかったのか、成果が出たのかどうかというのが多分図れると思うのですが、ちょっとその数字を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 済みません。そこまで詳しい資料を今ちょっと持ち合わせていませんので、整理をして、後ほどペーパーで示させていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 先ほど言いましたように、多分その数字の割合によってこの成果が、その人数がどうのこうのという……。ちょっとおいておいて、先ほど言ったように社会保険を掛けていない人の数というのが割合的に多いというのであれば多分成果が出たということだと、人数少なくとも成果が出たというふうには私は感じるのです。ですので、ちょっとその数字が確認をしてすぐ出るようであれば教えていただきたいのですが。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 今議員のご意見わかりましたので、しっかり調べて、ちゃんとお出しさせていただきます。時間をいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

5款労働費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 45ページ、災害応急対応事業というところに、恐らくさきの断水のときに小学校に配った給食の分が入っているのかなと思うのですけれども、ここに入っていますか。ちょっとどのくらい入っているのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 今のご指摘の中にはそういったものは入っておりません。ここの1,500万円ほどの経費につきましては、いわゆる一定の方の見舞金の支給に係る経費でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） そうしましたら、何かいろいろと非常食を出したというのはどこから出るのでしょうか。というか、もう補充しなければいけないし、どこに当たるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 非常食の対応につきましては、通常保護者様のほうから学校給食費をいただいておりますので、その中での対応になります。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第43号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 12ページになります。個人市民税なのですけども、来年度1,500万円程度、今年度よりプラスというふうにあります。3年前が約8,600万円マイナス、おととしが約3,700万円マイナス、去年が約1,200万円マイナスという中で、来年度プラスということなのですけども、これをどういうふうに考えればよいのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

所得割納税義務者の76%、所得割額の83%を占めます給与所得者の数、それから所得割額とも減少幅が縮小するという、それから平成29年度の課税額が増加しているということから、前年度よりも1,700万円程度の増加を見込んでいるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今の、1つは市税の関係です。トータルとしてみると、佐渡市になって初めて50億円を切りますよね。この内訳で見ると、固定資産税が1億3,000万円減となるということなのだけれども、これ今思いのほか深刻な景気状況の反映かなとも思うのだけれども、先ほどの個人だけで見ると昨年と比べると伸びるという見通しなのだけれども、固定資産税の減で、トータルとして市税の減というのは一般的に言うと不景気だからということなのだけれども、どのようにこれ見ているのかというのが1つ。

2つ目です。ちょっと前までは地方創生、地方創生と、こう言っていたのだけれども、ページ数でいうと、歳入のところにもありますが、地方創生の関係、具体的にどうなっているのかお聞きをしたい。つまり今年度の午前中の施政方針の中でも、地方創生という言葉も出てこなければ人口云々というのも余り出てこなかったように思うのです。そこで、地方創生の予算そのものは1,000億円確保されているわけです。国は今年度の方針の中で、取り組みの必要度から取り組みの成果に応じた配分をしていると。つまり佐渡市がこの間地方創生やってきたことの取り組みの成果があれば配分されるし、成果が弱かったら配分されないという方向になるかというふうにも思うのですが、それはどのようになっているのかお尋ねをしておきたい。

3つ目、地方交付税の関係です。今年度の施政方針で私が特徴的だなと思ったのは、合併15年を迎えるので、一本算定になるので、本当に厳しくてやっていけないので、皆さん我慢してくださいよというアナウンスが出ているのだけれども、もともとは合併をする、合併直後あるいは第1次の佐渡市将来ビジョン、合併10年のころでいうと、ざっくり言うと一本算定で70億円ぐらい減る。六十数億円だけれども、減ると。ところが、国の見直しによってそれが7割補填されるということになって、その当時から比べたら非常に私は厳しい中であってもかなり息がつける状況があるのではないかと思うのだが、それどうなっているのか。これは毎回いつも聞きますが、見直しの分の平成30年度まで、今年度の分はどのぐらいになるのかお尋ねをしたいというのが3点目です。

4点目は、公共施設に関連で、地方債の関連でお尋ねをします。公共施設等適正管理推進事業債、これが大幅に見直されましたよね。見直されますよね。今年度のは拡充をされていて、佐渡市みたいに減らせ、減らせではないのです。長寿命化をしたり、新たにバリアフリーに改修するというのも入っている。大きなのは、庁舎の建てかえ事業についてもこれ入ると。充当率は90%で、交付税措置もかなり高いということで、全国的には喜ばれているものでありますが、こういったものは取り組まないということなのかどうなのか。

もう一点、地方交付税関係で聞いておきたいのは、これは毎年聞いておりますが、国の重点的な取り組みの施策、またことしもあります。ことしは3つになっていたかと思えます。その中で、高齢者の暮らしを地域で支える仕組みづくりに交付税措置が恒久化されています。昨年でいうと、4,000万円の措置があった。ここ3年ぐらいありますから、1億円ぐらいはもうとうにきていて、それを私は使っていないと見ているのだが、それはどのようになっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） まず、私のほうから市税の関係についてご説明いたします。

まず、法人税等についても、法人市民税でありますけれども、回復拡大が継続している国内の景気動向

もありますけれども、金融政策等の影響から業績の変動がかなり見られるということで、今年度の調定額は前年度よりも減少しているというところが実態でございます。

それから、固定資産税につきましては、平成30年度がちょうど評価がえの年度になります。土地につきましては、地価の下落幅は縮小が見られるものの、相変わらず下落が継続しております。平成30年度の評価がえによりまして、土砂災害警戒区域の宅地への補正率の適用などもありまして、1,600万円ほどの減を見込んでおります。また、家屋につきましても増加の要因と減少の要因とありますけれども、もちろん新築の増加分は見込んでおりますが、滅失分の減少要因、それから平成30年度の評価がえ、基準年度におきます在来家屋の下落分、こういったものを見込みますと、前年よりも9,990万円ほどの減額ということで見込んでおります。また、償却資産につきましても減が見込まれるということで、特に固定資産税につきましては所得と余りリンクしない部分でありますので、特に減少幅が大きいということでもあります。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） それでは、私のほうから地方創生交付金の関係をご説明申し上げます。

23ページの中ほどになってございます。金額的には1億3,138万9,000円でございます。この事業につきましては3年目ということになるわけなのですが、平成29年度につきましてだんだん年度末が近づいておりますが、約9,400万円ぐらいのものになってくるかと思えます。当初では1億5,000万円ぐらいのものを予算計上したのですが、国のほうで切られたようなものもありまして、そういう状況でございます。ことし上げておるものとしたしましては、継続事業が3つ、新規が2つということになっておりまして、継続としては佐渡産品ブランディングの事業、それからもう一つの継続が「住んでよし、訪れてよし」ということでDMO関係、それから歴史と文化が薫る体験プロジェクトというようなものが継続でございます。新規のものとしたしましては2つばかり上げてございまして、一般財団法人佐渡文化財団を核とした文化芸術活用による経済活性化とか、それから地域商社というようなことで上げておるものでございます。いずれにしても、国のほうから内示とかまだいただいておりませんので、今のところは計画段階ということでご理解いただきたいと思えます。

それから、ちょっと飛んでいるかもわかりませんが、高齢者の暮らしというようなことでございました。ことしも取り組んでございませぬ。

以上です。

交付税関係につきましては、財政課長より説明申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

交付税の見直しというところです。一番ピークのときに63億円の差であったかと思えます。国の報道等では7割ぐらいというお話がございましたが、今試算する中では佐渡市の場合は6割ぐらいしかバックはないのかなというところで、40億円弱というところになろうかと思えます。

それから、公共施設等適正管理推進事業債のお話が出たかと思えます。確かにその制度はございます。佐渡市将来ビジョンでもさきにお示ししましたように、今後も交付税等が下がっていく中で、分母が下がる中で公債費比率が上がってくるということを見越した場合、より交付税算入率の高い7割以上のものを借りていきたいと思いますというところで佐渡市将来ビジョンで示したかと思えます。今回のところが3割から

5割というところになりますので、今のところは予定はしてございませんが、今後やはり合併特例債等がなくなった場合等もありますので、そのときにはやりたいとは思いますが、今のところは考えてございません。

それから、庁舎というところございますが、こちらにつきましては昭和56年の新耐震基準、そこよりも前という場合になるということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） けつからいきます。公共施設等適正管理推進事業債、今年度見直されて、耐震基準が終わったものまでも、私あえて言わなかったのだけれども、耐震基準以降の庁舎であっても浸水想定区域や土砂災害警戒区域の場合は可能になったのです、今年度。全国的に庁舎問題というのは極めて深刻なものだから、耐震基準だけではなくて今年度そうなっていると思うのですが、今の答弁は私違うと思うのですが、そこだけ確認をしておきたいと思います。

公共施設の関連でいうと、国はあと2020年までに個別計画立てろと言うのだけれども、佐渡市は今年度中に立ててしまうということなのだけれども、さっき言いましたが、この公共施設等適正管理推進事業の地方債は、佐渡市は合併特例債で7割ということではかになっていきますけれども、全国的には5割も3割もあつたら御の字なのです。それでやっているのですから、そこは今年度やらないようですから、いいですが、よく考える必要があるなと思います。

そこで、地方交付税の関係ですが、今説明があつたのはピークで63億円減る予定だったのだけれども、そのうち国が7割保証するとは言っているが、保証するのではなくて、国との見方の違いも私あると思うのだけれども、佐渡市としては6割として40億円、つまり63億円引く40億円の部分しか減らないということだよな。違いますか。

それともう一つ、重点課題対応の分ではありますが、何で取り組まないのですか。ここ三、四年ずっと重点課題分は4,000万円来ているのですよ。4,000万円来っていて、3年だから、1億2,000万円違うところへ金を使っているという話になるのです。高齢化で深刻な暮らしの状況の中で。前回の議会では伊藤副市長、何かやるようなことを言っていたのだけれども、本年度入ってもいないようなので、何でやらないのですか。地域の生活や暮らしを守る、そして高齢者と、こうなっているではないですか。これは、政策的に私は取り組む必要ある、観光だけではなくて。その辺をお尋ねをしておきたいというふうに思います。

地方創生の関係です。そうすると、今ここに計上されているものは佐渡市の見積もりだけで、国の内示が決まったわけではない。去年みたいに羽茂の何とかやろうと思ったら国から評価の基準によって落とされることがあるというふうに理解でいいですね。先ほど言ったように、国は取り組み度合いによってやるというのです、今度は。必要度ではなくて。そういう理解でいいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 後のほうから。一番最後にご質問いただいた地方創生推進交付金の部分はおっしゃられたとおりでございます。

それから、高齢者の暮らしの部分です。全国いろいろな地域がございまして、国道があつても山の中で、もうバスも通わない地域というようなところもあつて、国はそういうものも対処するために今のような制

度をつくっておるかと思えます。佐渡は、厳しいところもありますけれども、そこまでまだいってないのかなというような、個人的な意見ですけれども、そういうふうに感じています。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

先ほどの公共施設等適正管理推進事業債、そちらの庁舎関係です。今、先般県のほうで会議等ありまして、そちらの資料で私お話しさせてもらえれば、議員のおっしゃられた内容までは書いてございませんでした。

あともう一点は、地方交付税措置率がこっちのほうはさらに低い30%のほうだということで、今のところは考えてはございませんというのが1点。

それから、地方交付税の見直しの部分で6割というところにつきましても、そちらのほうは多分何らかの措置でバックはあるのだと思いますが、その反面見えないところで地方交付税が全体的にしぼんでいくというのは事実になろうかと思えます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） これが最後です。重要なところなので、これ。

公共施設等適正管理推進事業債のやつは、その県の資料が古いです。

それともう一つ、地方交付税の問題なのですが、総務省自身も今年度の地方財政計画ではほぼ前年並み確保した。0.2%しか減っていないでしょう。胸張っているのですよ。将来どうなるかというのは、それはわからないが、少なくとも地方財政や地方自治関係のほうも今年度予算について読むと一応厳しい中にも確保をされているから、住民の暮らしを支えることには活用できますよというのが多くの書物に出てくるのだ。地方創生との関係でいえば、一緒になってこれから前向きな予算投資型に私はしていかなければならないと思うのだけれども、考え方はそうだと思いますか。これで終わりますけれども。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

地方交付税につきましては、国のほうでは復活という部分には確かに見るかとは思いますが、そのほかの面ではやはり少しずつ下げていっております。事実佐渡市のほうは年々減ってはおります。その部分というのが算定替の部分だけではございません。全体的にしぼんでいっているというのがございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 昨年船の料金の割引ですとか非常に効果があった地域社会維持推進交付金のことについて伺います。23ページです。

昨年の予算書を見ますと、国庫補助金が7億8,662万円ですが、ことしは1億8,900万円ほどで、県からの交付金が、昨年は1億8,900万円ほどがことしは7億5,900万円ということで、国と県の負担割合がそっくり変わっていますが、制度的に変わったのか、この制度設計に大きな変更があったのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 特定有人国境離島に絡む運賃低廉化事業の負担割合につきましては、前年と同じ割合で、変更はございません。

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） お尋ねの件でございますが、予算計上上、国からお金が出るということは変わりないのですが、幾ばかのお金につきまして一旦県の財布を通して市に交付するということがありますので、予算科目上は県支出金が正しいということで、昨年度は国庫補助金ということで捉えておりましたが、実際には県支出金という予算科目が正しいということで、改めて平成30年度は予算計上させていただきますということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 全体の制度設計は変わりはないということで理解すればいいのだと思いますが、これからはずっとそういう形でこの予算書に記入していくということで考えればいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

全体的な制度設計というのは、平成29年度、平成30年度というものは変わりありません。平成31年度以降も大きく変わるものではないというふうに思っておりますので、今年度の予算計上が正しい予算計上といたしますか、なるかというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） まずは、ちょっと手当のところです。ページでいうと、239ページになります。人件費ということで多分問題ないのかなというふうに私認識しているので、違うのであれば教えてください。

単身赴任手当のほうが184万円、説明ですと3人分というふうに聞いております。ただ、今年度はここがゼロというふうになっているのですけれども、多分これ国とか県の出向の単身赴任手当ということだと思っておりますけれども、ここはどういう状況なのかというのをまず教えていただきたいと。

2番目なのですが、57ページ、企業人交流事業負担金ということで、地域おこし企業人交流事業と。主要施策の概要のところ、佐渡版DMOとか、一般財団法人佐渡文化財団の取り組みを効果的、効率的に展開しますということで書いてあるのですけれども、こちら交付税措置で1人上限350万円というふうに

なっているのですけれども、これはDMOとか一般財団法人佐渡文化財団のほうに人材を充てていくということなのかというのを教えていただきたい。

最後になります。61ページです。郷土会及び東京事務所運営事業というところですか。これは、私昨年ちょっと質疑させていただいたのですけれども、2年前から東京事務所の活用というところをおっしゃっていたのですが、今年度のここの予算だけを見ると何か新しい活用方法というのがちょっと見受けられないのですけれども、そのあたりを、どのような状況になっているのかという3つを教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 予算書の単身赴任手当についてです。前年度184万8,000円あって、本年度はゼロということになっております。この分につきましては、本年度はおりませんけれども、前総合政策監の部分をこしも入れるべく予定しておりましたが、本年度はいないということでゼロになったということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

先に郷土会及び東京事務所運営事業のほうなのですけれども、議員今おっしゃったように例年そんなに変わっていないというようなことなのですが、いわゆる東京事務所、今12郷土会がございまして、会社を退職された方だとか、向こうのほうの役員体制も高齢化しているところもございまして、郷土愛という部分では非常に郷土会の総会や連合会の総会その他もろもろでの、我々いつも行くと物すごくパワーを感じるところでございまして。目新しい事業というところではありませんけれども、今のパワーを引き継いで佐渡を応援してくれるという部分では、この額、目新しくはないけれども、非常に重要な予算だというふうに考えております。

それと、地域人のほうは企画財政部長のほうから説明をいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） それでは、地域おこし企業人交流事業の内容について説明申し上げます。

まず、どのような事業かという部分でございまして、この交流事業は全国の地方自治体が3大都市圏に所在する民間企業の協力のもと、企業人材を一定期間受け入れて、そのノウハウとかを生かしまして、地域独自の魅力や価値の向上等につながる市の業務に従事してもらうという総務省のプログラムでございまして。経費については、特別交付税が措置されるというものでございまして。佐渡市の場合どのような企業の人材活用を考えておるかということでございまして、平成30年度に設立いたしますDMOとか一般財団法人佐渡文化財団について民間企業の企業人材の活用により取り組みを推進するというので、特に文化資源の活用等という部分につきまして企業のネットワークや知見を生かして取り組んでまいりたいというものでございまして。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） まずは、今の地域おこし企業人交流事業についてなのですけれども、総務省のこの事業というのは私もわかってはいるのですけれども、今のお話ですと一般財団法人佐渡文化財団のほうにその人材を充てるという意味なのかどうかというのをちょっと教えてください。

あと、東京事務所の件なのですが、昨年の答弁の中で今年度に関しては活用ということはちょっとできないけれども、DMOが立ち上がるので、その際にちょっと活用していきたいという市長の答弁がありましたけれども、そういった方向性があるのかどうかというところをちょっと教えていただきたいです。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 先ほどの説明でも少し触れさせてもらいましたけれども、その人材については佐渡市の中にいて業務に当たってもらうということで、その業務に当たる内容というのがDMOや一般財団法人佐渡文化財団につきましては文化資源の活用という部分が2つの取り組みに共通したところがございますので、佐渡市の中にいながら文化資源の活用等につきまして専門的な知識をいただいて動いていきたいというものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明いたします。

DMOを担うと申しますか、情報発信という部分では、東京事務所、12団体で7,500人の会員がいますが、やはり何らかの形で情報発信のお手伝いをいただくという部分では非常に有効だと思います。その東京事務所の佐渡人を通じてさらに佐渡人以外のところに情報発信していくという部分では、現在特に何をどうするというのを決めてはおりませんが、やはりそのあたりは期待できる場所だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 幾つかお尋ねします。

まず、73ページ一番下に帰国家族支援事業、生活相談員報酬が270万円計上されていますけれども、これはジェンキンスさんの通訳の方のためと今までずっと聞いてきたと思うのですが、これはまだ必要なものなのかどうかということが1点。

それから、教育行政方針のところ一番最後に質問がありましたけれども、これから組織改編をすると、市長部局の中の支所、行政サービスセンターの働きと公民館の働きと、何か予算があるというようなことを社会教育委員会で話していましたが、それはこの総務費の中に入っているのか、そのところを聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） まず、生活相談員報酬についてでございますが、これはジェンキンスさんだけということではなくて、曾我ひとみさんのご家族についていろいろな生活の相談に乗ったり、支援をするということで国からお金をいただいて出しているものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） お答えいたします。

支所と地区教育事務所が一緒になって地域を盛り立てていくという部分については、従来の予算の中で動くということで、新しく予算が要するというものではございません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 幾つかお聞きしたいと思っておりますが、63ページ、毎年出ているけれども、情報システム活用事業、約3億円。これが正しい予算かどうかだか私のほうでちょっとわからないけれども、感じからしてこれ株式会社電算が主だと思っておりますが、かつて両津市のときに30億円かかるといった焼却場が日立造船が12億円幾らで取った。ところが、そのメンテに毎年1億円ずつ。業者だから、当然そうしなければならぬとは思いますが、多額なものがかかっておるけれども、これが毎年恒常的に要するものなのかどうかということが1点。

それから、その下のケーブルテレビ。ところがその次のページの65ページにケーブルテレビ放送施設整備事業、もう終わったはずなのにまた3億8,000万円近くかける。しかも、何か設計監理業務委託とか工事に3億3,000万円、この具体的な内容を説明願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、情報システム活用事業でございます。こちらのほうは、今の佐渡市の電算システム上、いろんな情報システムを活用して住民サービスを展開しております。窓口の住民記録ネットワークシステム、戸籍、滞納、それから財務会計、図書館、全ての施設、窓口等におきまして電算によって業務を進めているということでありまして、その部分の保守点検委託料ですとか機器の借り上げ料、そういったものを予算計上しているものでございます。全ての課に属する電算システムをここに一括して計上しているものでございますので、不要なものについては計上していないという認識であります。ただ、金額についてもう少し削減できる余地があるのではないかとということで、同じ会社が持っているものにつきましてはいろいろと保守点検料の中で、若干ではありますけれども、削減をしながら予算計上をさせていただいております。

それから、ケーブルテレビの事業ですが、こちらのほうにつきましては島内ケーブルテレビ網がめぐらされておりますけれども、そちらの維持管理が当然かかるわけでありまして。それから、新たに施設整備事業ということで、本年度3億7,000万円ほど予算を計上させていただいております。これは、羽茂地区のケーブルテレビが平成9年、平成10年ごろ島内いち早く整備をしたものでございますけれども、整備後20年経過をし、かなり老朽化をしていることや、もし雷等いろんな修繕が必要な場合に部品の調達が非常に困難になっているということもありまして、今回平成30年度から2カ年かけて更新をしたいというものでございます。これにつきましては、今のご時世ですので、光化ということで国の補助事業がありますので、2分の1の補助をいただきながら2カ年で整備をしたいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） そうすると、1番目のこの情報システムについては、約3億円というものがこの後ずっと佐渡市がある限りにはこれが恒常的な経費として要ると、こういう認識でいいかと思うのですが、それについて確認します。

もう一つわからないのは、ケーブルテレビの整備が羽茂地区が最初だから、羽茂地区を2カ年でやりか

えると。そうすると、今年度は約3億7,000万円なのだけれども、来年度と合わすとトータル幾らになるのか。

そして、光化というようなことを今言いましたが、両津地区の光はNTTではないかと思うのだが、この光が何でそれに関係するのか。私そっちのほうは弱いので、よくわからないのですが、普通は光を推進するNTTが自分でやって、そして加入者を募ってやるから、光の部分については佐渡市が負担する必要はないと思うのですが、その辺はどういうことになっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 3点についてご質問いただきました。

3億円ぐらいかかる、維持管理、こちらにつきましては、業務の見直しをしながら統合できるものはしていきたいということで、十分改善の余地はあろうかと思えます。それから、同一の会社がやっているものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、保守の部分で人件費の部分については共通するものがあればそれはカットしていくとか、そういったような改善の余地はあるかと思っております。ただ、業務として必要なものを計上させていただいておるところでございます。

それから、羽茂地区のケーブルテレビの更新ですけれども、今年度は3億7,000万円ほど、翌年度も入れて2カ年で6億円ぐらいの今、予算を計画しております。ちょっとまだ翌年度についてはかっちり固まっておりませんが、2カ年で工期を分けて整備をしたいと考えております。

それから、3点目のNTT回線というものについても、既存の光ファイバーがありますので、そちらの活用ということも検討したわけでありましたが、6年、7年ぐらいでいろいろ損益分岐点を計算した中で今回の自営のものを採用したいということでもあります。この自営のものを使いますと、水道の監視、今回の漏水もありましたけれども、テレメーターとかいろいろな監視等にも活用できるということで、その付随する部分の効果も非常に大きいということもありますし、損益分岐の中でいくと恐らく6年から8年ぐらいで損益が切りかわっていくという部分もありまして、既存のNTT等を使う選択肢ではなく、自営のものを使ってやっていきたいという判断をしたところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これは総務常任委員会だと思うので、ぜひ総務常任委員会できっちり審査をしてもらいたいのですが、この情報システムについて3億円かかるのならそれはやむを得ないけれども、プロポーザルで当時BSNアイネットと株式会社電算でやっていた。大きな問題になった。そして、1つに決まれば半永久的にその会社がやりますよというふうなことになりますから、さっきの両津市のときの日立造船のようにならないようによくチェックをしていただきたい。

それから、今の最後の羽茂地区のケーブルテレビのやりかえ、古くなったらやりかえるのは当然だけれども、ここで佐渡市が金持って光やる、ほかの地区は全部自分で加入して光の部分も払っているとすると不公平が生じるのではないかと。だから、それはそういうことならば佐渡市全体がケーブルテレビをやることになったわけだから、そうすればNTTに払っておる光の代金を全部佐渡市で持てばいいのではないかと、そういうふうなことになってくるので、そこのケーブルテレビのあり方についてもぜひ総務常任委員会でご覧いただきたい。両津の場合は株式会社佐渡テレビジョンを利用している。それから、あとの地区は佐渡市のテレビを利用している。そこでいろいろな意味の料金の違いが出てきているわけですから、ぜひそ

の辺の解明を総務常任委員会でやっていただきたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、4点ぐらい聞きたいと思います。

まず最初に、先ほどあった来年度支所、行政サービスセンター長に社会教育の公民館、公民館ですから、事実上社会教育をやるということかというと、ページ数でいきますと75ページになるのかな。地区の教育事務所の事務所長を支所長などに兼務をさせるということで企画財政部長は、いや、経費はかからないといっていました。また話が煮詰まっていなくて、教育長は最終的に教育委員会で決めなければだめだと、こう言っているわけで、まだ決まっていはいないはず。私は、決まっていなことを出すこと自体も問題だとは思っただけけれども、この問題で聞きます。

これは本来教育委員会の問題なだけけれども、私、議事進行でも言いましたが、権限の委任なのか、補助執行なのか、兼務なのか、それとも充てるということなのか、従事させるということなのか。私、今法律を見て言っていますよ。法律を見て言っています。これによって手続ややり方がまるっきり違う。だから、今言ったように委任なのか、補助執行なのか、子ども若者課長いるけれども、執行なのか。兼務なのか、充てるというのか、従事させるということなのか、どういうことなのか。その辺をお聞きをしたい。支所長が半分は教育委員会の体で、半分が市長部局の体でやるという言い方だから、そうすると非常にこれは問題が出てくるのではないかと。どうなっているのか。

2つ目、頭からいきます。ページ数でいきますと51ページ、行政改革推進事業です。市長が午前中に言ったように、あらゆる計画、いずれの計画も市民のご理解と協力が必要で、プロセスもしっかり示さないと市民から信頼を得られませんよと。大きな柱でうたっていることではあります。私、行政改革だめだというのはいいのです。無理や無駄を省いて市民の暮らしのためにやる行政改革というのは私は必要だと思うのです。ところが、この間の流れを見てみると、私はこれいいとは思いませんが、行政改革計画にはスキー場廃止になっているのに、どの理由でわからないけれども、整備していくとか。ほかのことについては平成22年度から決まっていますと言ったり、行政改革本部は昔は公開されて議事録もあったけれども、ぐちゃぐちゃとやってみたり、これでは私だめだと思うのです。そういう意味でいうと、行政改革を進めるのならばしっかりと情報公開、透明性、そして過去の計画、どこの誰が変えたのか、計画がわからない、計画表があるけれども、それをやらないみたいな、そういう都合のいいやり方はだめだから、ここはしっかり市長の施政方針に基づいたやり方をすべきだと思うのですが、どのようになっているのかお尋ねをしたい。

2点目、先ほど質疑にありましたが、外部人材の活用です。総務省の制度を使うというのだけれども、昔でいうと戦略監、外部人材。外部人材の活用によるものだけれども、DMOと一般財団法人佐渡文化財団というのでしょうか。具体的にどういう制度設計になっているのか。350万円というのだけれども、前の戦略監はもっともっと、1日5万円とかと給料よかったのだけれども、具体的にどういう採用方法、採用条件、身分、募集要項にしていくのか。今すぐペーパー出せと言ったら出せないでしょうけれども、明らかにしていただきたい。

次に、59ページ、交通対策です。きょうはませんが、伊藤副市長が何か佐渡汽船の役員についたとい

う話もありましたが、交通対策事業の関連です。一番下の寺泊港整備・利用促進協議会負担金、この辺の関係なのですが、つまり寺泊一赤泊航路はことし1年何とかやるというのだ。やるというのです。そこで、ただこのままほっておくのかどうなのか。DMOの関係もあるでしょう。新しい商品つくって云々という関係もあるでしょう。ただ、1年間ほっておけば潰れるという話になるのだけれども、必要だと思ふのか、思わないかもあるのだけれども、ここは佐渡市が何かやらなければならないのではないのですか。それどうなっているのかということです。きょう残念ながら伊藤副市長いないので、あれですが。そんなところですよ。

○議長（岩崎隆寿君） 企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 幾つかございましたが、最初に支所と行政サービスセンターの関係です。お尋ねの部分は、市長の施政方針の中で市役所の各支所や行政サービスセンターと教育事務所が地域づくりの拠点として市民から活用されるよう体制の充実を図りますという部分でのお尋ねかと思ひます。質問の中にもお話ございましたが、この部分につきましては教育委員会のほうとの協力が必要でございます。教育委員会のほうはまだ機関会議にかけていないということなものですから、内容のほうについては決まるまで控えさせてもらいたいと思ひます。

それから、もう一点、予算の関係につきましては、先ほど申し上げましたけれども、それをやることによって新たに使うというものではございません。先ほどの元気な地域づくりのようなものにつきましては、従来からやっておるものでございますし、それから教育委員会でも地区教育事務所が執行していた予算もございますので、そういったものを一緒にやっていくという趣旨のものでございます。

それから、2つ目、行政改革のことについていろいろご指導いただきました。進め方につきましては、ご存じのように佐渡市将来ビジョンの中に行政改革の必要性、それから基本方針などが書いてございます。佐渡市将来ビジョンにつきましては、平成31年度までということで、あと2年ばかりございますが、この方針等にのっとりましてしっかりとやらせてもらいたいというふうに思っております。

それから、外部人材のほうです。ちょっと説明が足りなかったと思うのですが、一応350万円については3大都市圏の会社に籍を残したまま来るとということで、お金の払い方は会社のほうに負担金というような形で払うというようなこととなります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） それでは、59ページ、交通対策事業の関係、説明させていただきます。

議員ご指摘の一番下の寺泊港整備・利用促進協議会負担金というのは、これは寺泊港の整備に関する部分で、長岡市が事務局になっていると……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） はい。これは従来からあるもので、2,000円の負担金を出しているということです。

それで、寺泊一赤泊航路、通常運航から週末運航に来年切りかわって運航を継続するという事です。議員のご指摘の件につきましては、何も予算をもっていないではないかということでございますが、寺泊

一赤泊航路に関する観光部分につきましては、観光費で従来どおり補助制度あるいは支援制度を持っております。ただし、運航の支援につきましては、これは9月に行われました県知事、長岡市長、それから佐渡市長のトップ会談において、来年も継続する、それから大体1年間で週末運航にしても1億円程度の赤字が出ると。その赤字の負担はどうかということで、その際に佐渡市としては寺泊一赤泊航路のみならず、両津航路、それから小木一直江津航路、全ての航路に対して合併以降70億円程度の補助金を全て出しているということで、寺泊航路にも建造費補助という部分も既に出しておりますので、単なる赤字補填ということでは佐渡市は行えませんということで、県知事及び長岡市長も了解を得ております。その後事務サイドで協議した結果、県と長岡市で赤字負担、約1億円程度の赤字補填というのは負担するということは内々に決めております。それで、新潟県、長岡市の平成30年度当初予算にも寺泊一赤泊航路の支援額として予算を計上してあるということです。両方合計して1億円の予算が計上されています。ただ、その負担割合につきましては決定しておりません。そのような経過で、この交通対策事業につきましては、事業の中では寺泊一赤泊航路の支援という部分については予算は盛っていないということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 後段からいきます。寺泊一赤泊航路の問題は、私はそんなこと聞いたのではないのです。今年度の施政方針が観光を大きな目玉にしている、例えばこう言っていますよね。地域間競争に勝ち抜くためには、旅行コストの低減でいうと、私の思いだけけれども、あそこはコスト低減になるのかなというふうに思ったし、ほっておけば1年間でなくなってしまうのではないのですか。佐渡は、もともと3つの航路を全体として佐渡航路のあり方どうするかと来た経過がありますから、何か手を打たなければいけないのではないのですか。ないのならないで構いません。

2つ目、外部人材の関係です。会社に負担金、まさに前の戦略監と同じような話だと思っただけけれども、募集要項や何かがあるのでしょうか。どこかそんなくして頼むわけではないだろうから、それを出してください。

3つ目、行政改革、しっかりやってもらいたいです。ですから、本部もしっかりさせる、ガラス張りにする、議事録は出す。私行政改革推進委員の皆さんのやっている議事録読んでいます。かなり厳しい議論しています。そうしなかったら、その議論が無駄になるではないですか。ぜひ、そういったことをやりませぬ。

最後、市長部局側と教育委員会が一緒になって地区教育事務所を支所長が兼務をするというやつですが、先ほど企画財政部長は教育委員会でもまだ決まっていないので、言えないと。決まっていないものを出してくること自体がまずおかしいと私は思うのだが、決まっていないというけれども、副市長はトップになってしゃべっていたではないか。地域づくりのこのあれとほとんど変わらない事業をやっているのだから、一緒にいたほうが効率的でいいではないですかと、こう言っていたのだ。だから、10日の教育委員会で決めるのだろうけれども、公民館運営審議会も社会教育委員もみんなちょっと疑問や問題点を指摘をしている中で、強引にこれをやるつもりなのかどうなのか。あなた方やるということについては、私さっき聞いたでしょう。地方自治法に基づくところの委任なのか補助執行なのか、兼務なのか、充てるのか、それとも従事させるものなのか、どれを考えている。支所長と行政サービスセンター長は、核と言うとおかしいけれども、違うでしょう、決裁権限。金井に行けば金井。だから、そういうものを調整しなければなら

ないのではないのですか。こういったものを曖昧にやるということは、不祥事の温床にもなるし、組織の統制が私とれないと思うのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、まだうちのほうで議案で出したわけでございませんので、市長の施政方針の中にそのくだりがございましたが、まだその件については先ほど申し上げましたように教育委員会のほうの機関決定がされておられませんので、ここでの公表は控えさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 先ほどの私の説明にちょっと言葉足らずのことがございますが、観光部門、いわゆる受け入れ態勢の部分は、前年度と何ら変わったものはございません。それで、新たなる事業という部分につきましては、特にちょっと目新しいものはございません。ただ、運航費の補助、運航費の支援につきましては、これは他の航路も同じことなのですが、一切佐渡市としては行っていないと、行わないということで、予算額には計上しておりません。

以上です。

〔「まだある」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 予算質疑のほうでお願いいたします。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 当初予算なのですよ。予算でしょう。だから、今のためですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（中川直美君） いやいやいや、議長が俺に言うから。施政方針が午前中であって、その予算は一体どこにのっているのか。いいですか、続けて。議長。

○議長（岩崎隆寿君） 予算に関するところでお願いいたします。

○13番（中川直美君） 元気な地域づくりの予算で、そこだけに絞りましょう、では。

1つは、元気な地域づくりの支援事業、75ページ。こんなのがこんなところでやっているようなものが教育委員会の社会教育の公民館の事業をほぼ同じですからといってあなた方はペーパーまで出してやっているわけであるから、具体的にどうなのかを問うているのです。今の話だと、教育委員会の機関決定がないから、機関決定がないから。機関決定がないものを出してくるのもおかしいし。では、教育委員会に聞きますが、一体いつ決まるのかと。

それともう一つは、さっき聞いているように例えば、ご承知だと思いますが、教育委員会の権限を委任するときには、私きょう法律持ってきましたが、ちゃんといろんな手続があるのです、議会としても。ですから、委任なのか、補助執行なのか、兼務なのかどうなのか。これをお答えください。いつ教育委員会が決められるのか。そして、法的に言うと教育委員会というのは独自性のあるものですから、ほかのものとは違うので、どうなのか。これが1つ。

もう一つは、外部人材の関係ですが、これいいですか。外部人材の関係聞いて。ぜひ募集要項を出してください。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 先ほどのお互いの委任になるのか、補助執行になるのか、あるいは兼務かという話でございますけれども、今のところは補助執行でも委任でもなく、兼務というふうな形で考えておりますが、これについても教育委員会の組織の規則がございますので、そういった中でまた最終的には教育委員会の決定が要りますので……

〔「いつ決まるのか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） それは、今月の教育委員会で諮る予定です。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） ご説明いたします。

予算書のほう75ページのほうの元気な地域づくり支援事業につきましては、従来より支所の地域支援係が主体となりまして執行している事業でございます。仮に今言っているようなことがなくても当然この事業は推進されていく、支所のほうの職員で執行していくものでございます。

それから、先ほどの地域おこし企業人交流事業につきましては、たびたび説明が悪くて申しわけありません。本事業は総務省の制度でございまして、用意されている首都圏の企業と自治体のマッチングプログラムを活用しまして、市と企業双方からのアプローチにより、企業協力の選定を進めていくことで考えてございます。まだ国のほうとの調整とか、そもそもマッチングするところがあるのかもわかりません。国のほうがいいと言うのか、悪いと言うのかもまだはっきりしておりませんので、それがはっきりした時点で要項等を整備しまして、募集もかけていきたいというふうを考えてございます。

それから、先ほど特別交付税で措置があると言いました。上限で年間350万円ということでございまして、まだどれだけの期間どのような会社からそういった企業人を派遣いただくのかまだ決まっておりませんが、マックスで350万円ということで予算計上をさせてもらっておるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 59ページの今の中川議員の航路支援の件ですけれども、これ交通政策課にちょっと確認をしておきたいのですが、小木の船をつくるときに県が赤字補填の基金をつくりましたよね。あの基金は、3航路に対して赤字が出たときに対応しますよということで、最後に県とはすり合わせができ上がっているのです。ですから、今佐渡市が赤字補填をしないというのはそれでいいのだけれども、長岡市がどうのこうのではなくて、あれは、うちの議事録見てください。きちっとそうなっていますから。その航路に対する赤字補填で、小木だけではないのだよというふうにしてあるのです。ですから、そのところをしっかりとつかまえてきちっと対応してください。その認識はどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 今祝議員からのご指摘については、その認識は持っております。しかし、現実といたしまして、現在3航路、こしまでの部分なのですが、寺泊—赤泊航路と小木—直江津航路が赤字となっております。それで、寺泊—赤泊航路の赤字は、両津航路の黒字分で補っていたと。それで、最終的に赤字補填の部分について、今までは小木—直江津航路に入れているというのが現状でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） それで、その認識をもうちょっとしっかりして、県とも共有してください。そうしないと空回りしますから。お願いしておきます。

それから、75ページ、特定有人国境離島のところですが、航路、これについて、それから滞在型観光という観光の部分がありますが、これはまずここに予算計上はありますが、これを交通政策と商工観光のところ、ここはどういう扱いになるのですか。合議が必要なのか、あなた方のところに対応するのか、この部分については総務が処理するのか、これはまずどうなっておるのか聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 特定有人国境離島全体の総括としまして企画課がやっております。その部分で、航路運賃低廉化事業につきましては私ども交通政策課が、そして滞在型観光促進事業につきましては観光振興課が主になってやっておりますけれども、滞在型につきましては私どもも応援の形でサポート体制をとっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 市長、非常に重要な政策ですから、まずひとつ、このところはきちっと対応ができるように、そしてスムーズに動けるようにしておいてください。

それから、この観光滞在の支援のところ、非常に大きな予算がついています。これは、具体的には何人誘客をするためにこういう形をとるのか。こういう予算があるのか。これは、私商工費のところもずっと見ているのですが、商工費のほうは負担金とかばかりで、具体的なものが何にもない。具体的なものがあるのはここだけなのです。そうすると、ここで観光客を何人確保するのか。これが必要なのだと思うのです。具体的にこういう形で10万人をふやしますよという形がないと、結果的には予算分配で終わってしまう。そういうことで終わらすわけにはいきませんから、市長、具体的にこれで何人誘客するのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 本間産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 滞在型観光促進事業につきましては、今年度の実績が大体3万7,000人でありました。それで、平成30年度の目標は4万5,000人を目標としております。

〔「悪いが、もう一回いいか」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） いや、済みません。3回終わりましたので。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 59ページの海上輸送費支援事業というものなのですけども、これは今年度の重要事業の取り組みの中で継続で上がっている本当に重要なものかと思うのですが、それに係る予算が前年度に比べて半分以下に落ちているということのその理由を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この事業につきましては、国土交通省の離島活性化交付金を活用した事業でございます。具体的な品目としましては、原木、それから飲料水、それから水産加工品、それから電気機械という4品を予定しております。実は平成29年度の予算計上に当たりましては、ちょっと私どものほう、これは特定有人国境離島

の絡みもありまして、平成29年度が品目が変わったということもございまして、平成29年度過大に計上していたという経緯がございます。そうしまして、今年度の2,434万5,000円というものがおおむね大体の事業費かなというところで平成30年度計上させていただきます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 竹内道廣君。

○20番（竹内道廣君） 確認しておきます、交通政策課長。

例のさっきの上越市の件、あかねの件、あれは船はびた一文県は出しません。佐渡汽船が出して、足りない部分を上越市と佐渡市で持ってくださいと、船の金は出しませんよ、ただし赤字の補填については準備しますと、こういうのでやってきたのです。さっき祝議員が言ったのは正しいのです。県は初めから船はびた一文出さない、あかねの購入費についてはびた一文出さない、ただし航路の赤字が生じた場合においての補填はしますよと約束したのだから、これは間違いのないことなのだから、きちっとしてください。この認識だけ。これだけ指摘しておきます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

宇治沙耶花さん。

○2 番（宇治沙耶花君） 1 点確認させてください。

113ページの児童館・学童保育整備事業なのですが、両津のちのわの家が雨漏りしたり、地盤沈下があると思うのですが、その改修費用はここには含まれているのでしょうか。これは、こういったものに充当されるのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

こちらの主なものとしましては、来年度金井地区の学童を増設をしたいという計画がございます。それに伴った設計等の費用の計上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○2 番（宇治沙耶花君） ということは、ここにはちのわの家の分は含まれていないということよろしいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） 失礼しました。ちのわの家の屋根の改修は入っておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） それでは、どこにその分が入っているかというのはわかりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

ちのわの家の分といいますと、通常の修繕は運営のほうに上げておりますけれども、以前から言っていました屋根の改修、おおむね1,000万円程度というようなところを聞いておりますので、そちらについては計上してございません。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 107ページになります。相川地区統合保育園移転改築事業ですけれども、この件で2つお伺いしたいのですが、1つはまず土地の取得というのがまだこの段階では終わっていないという中で、測量とかの費用が上がっているのはなぜかということと、あとはずっと旧相川測候所のところでということで検討されていたと思うのですけれども、そこでもう決定したということでこの予算が上がっているのかどうかという、この2つ伺いたいです。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

土地の取得につきましては、従来我々ご説明してきたのは、2月半ばまでには財務局のほうから正式な購入価格について提示があるということで今まで考えておって、この提示があった段階で3月の補正予算の中で対処をしたいということで考えてまいりました。今は国のほう、財務局のほうですが、諸事情があって今遅れておりますが、けさ担当課長のほうで確認をしました。きょうじゅうに決裁がおりそうだとということで、おおむね1,000万円を超えることはないだろうというお話を聞いておりますが、正式な発送については来週明けになるということです。これが届きましたら我々追加上程をさせていただきたいと思っておりますが、土地の取得についてはそのように考えております。

それから、土地の問題でございます。このところでございますが、我々高台ということで東日本大震災が発災した以降保護者の方から要望もあって探しておったということでございます。今まで旧佐渡会館ですか、あのような土地等も検討してまいりましたが、そういう震災を受けていろいろな諸事情が変わったということでございまして、今回昨年度、国のほうもその用地はどうだというような話がだんだん来ておりましたので、我々としては今回、津波想定等も出ましたけれども、高台で整備をしたいという意向で進めて土地取得ができればということで考えておったわけでございますので、国のほうから今回許可出れば、提示価格が出て議会のほうでお認めいただければ、私どもそこで進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 説明会の中で、市民の方から安全性というところで、簡単に言うと警察の承認が出ればそれは安全だということでしょうというお話がありましたけれども、警察のほうの安全性の確保というのは承認が出ているという前提で出されているということでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

その場所について入り口の部分というようなところで、旧県道でしょうか、あそこから導入路というところはなかなか危険であるということで、警察と今担当課長も協議をしております。その面については我々きちんと対応していきたいとは考えておりますので、土地取得後測量設計とあわせてそこはやっていきたいと思います。

それと、説明会等の内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋子ども若者課長。

○市民福祉部子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

説明会におきましても、やはり今議員ご指摘のような安全対策について非常にご心配だというご意見をいただきました。これまでずっと警察のほうとも詰めてまいりましたし、やはり安全な車両の走行、それから歩行者の安全確保というようなところから、やはり道路の拡幅でしたりとか、スクールゾーンの検討というところを今詰めておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 普通に考えると、それを詰め終わってから予算が上がってくるのかなというふうに思うのですけれども、市長、この件についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今子ども若者課長が説明したとおり、安全対策につきましては地元の声も反映させた上で、あそこは現在は県道ではなくて市道になっておりますので、市道の部分の拡張等を含めた安全対策をきっちり設計した上で、しっかり地元にも説明した上で通園路を確保したいということで今作業を進めてもらっているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 数字を聞けよと言うので、数字を聞きます。

ページは87ページ、社会福祉法人運営費助成事業でございます。今年度民生費自体が8億円余り減っているでしょう。社会福祉法人の関係でいうと、介護保険、いろんな関係もあるけれども、これからどんどん、どんどん地域や外へ出してやらせるという中で、私はこの2,000万円の削減幅は大きいと思って見ているのだけれども、一体何を削減したのですか、が1点です。

2点目、ページ数では115ページ、いいのだよな。生活保護事業でございます。これは、テレビを見ても話題になっている生活保護費が大きく削減されることを反映しているものなのかどうなのか。とりわけ生活保護の基準の引き下げというのは、保育料だとか就学援助だとか、介護保険料の減免だとか、低所得者層にしわ寄せが行きます。なおかつひとり親世帯の母子加算も平均2割カットというようなことも言われている中で加味しているのか、この影響がどのように出るのか。私の持っている資料では、生活保護は約350世帯、441人というふうになっておりますが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

最初のほうの社会福祉法人のところでございます。これにつきましては、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会のほうの運営でございますけれども、見直しについて職員人件費、事務事業費及び地域福祉活動事業費の精算により減額をしたものでございます。

それから、生活保護の関係でございます。生活保護につきましては、平成30年10月から実施をされるということで、影響についてはいろいろ報道があります。うちの部分で関連をします3級地の部分について詳しいものが示されておりません。予算原案に示されております中で、今回4月からの見直しについては加算等について見直すということは聞いておるのですが、我々も正式にほかの基準額、生活保護基準額については10月からということで、影響については今のところちょっとなかなかはじけないところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 後段のほうからいきますと、そうするとこれは国の方針を加味しているものではなくて、自然減の部分だということでもいいですか。ということが1つ。

それと、数字聞けと言うから聞いたのだけれども、社会福祉法人の何を削ったのですか。ざっくり、ざっくりではなくて。まさにあなた方、今の国の社会保障は地域、民間や企業や、そういったところに丸投げの流れでしょう。この中で、佐渡でいうと一番期待するのは社会福祉法人ではないですか。今でも大変なところに、切られたらまず動けなくなってしまって、私はだめになると思って見ているわけ。その辺、何を削ったのですか。政策じゃなくて数字を聞けという何か文句があったようだから、数字聞いているのです。

○議長（岩崎隆寿君） 中川社会福祉課長。

○市民福祉部社会福祉課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

社会福祉法人の減額の部分につきましては、実際の法人運営本体の人件費、それからいわゆる私どもが補助金の対象としております地域福祉事業に係る人件費等を精査しまして、その関係の中で法人とのバランス等を今までの事業以上に精査をして、結果人件費分につきましては2,000万円ぐらいの減額となったというものでございます。

それから、生活保護費につきましては、先ほど市民福祉部長も言いましたけれども、制度の改正を見込んだものではなく実績に応じたものなのですが、1つ原因と思われるのは年金の関係が25年のものが10年でもらえるというような形のもものが大きく影響しておりまして、ここから外れるというケースもございしますので、その辺で実績が下がっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後に1つぐらいいいでしょうか。

今年度の予算を見ると、高齢化の島なのに社会保障の民生費や衛生費ががっばり減っていて、もうこれは私法人から聞いたわけでも何でもないけれども、もう今まででもかつかつでやっていく中で、これ以上切られてやっていけないという悲鳴が上がっているし、佐渡市は福祉をどう考えているのだという声も私は聞くのです。その辺どう思いますか。簡単に。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 今ほど削減をいたしました法人につきましては、介護保険の事業者でございます。そういう収入も見ながらということになりますが、ただ比べてやはりふえておった部分、職員数でありますとか、そういうところも精査していかなければいけないということで適正化を図ったと考えてご

ざいます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4 款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

宇治沙耶花さん。

○2 番（宇治沙耶花君） 1 点だけ確認させてください。

139 ページなのですが、病院補助事業、羽茂病院への運営補助なのですが、これ昨年 5,300 万円と思うのですが、7,000 万円になった根拠、それから内容のほうを教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

これについては、中身的には羽茂病院の赤字補填ということになります。金額が変わったことについては、過去 5 年の赤字額の平均の 3 分の 2 ということになっておりますので、羽茂病院の赤字額が急激にふえているということになります。（下線部分は 67 頁の発言訂正に基づき訂正済）

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○2 番（宇治沙耶花君） では、もう一つ、その赤字がどれだけあるかというのは今ここでお聞きできますか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 済みません。数字はきょう持ち合わせておりません。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後 4 時 4 8 分 休憩

午後 4 時 5 8 分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

○議長（岩崎隆寿君） ここで小路市民生活課長より発言訂正を求められておりますので、これを許します。
小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 失礼しました。先ほど羽茂病院の赤字の平均額について 3 年と申し上げましたが、5 年平均の間違いですので、訂正させていただきます。（当該箇所 67 頁の下線部）

○議長（岩崎隆寿君） 次に、5款労働費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 所管なのですが、所管では市長に質疑ができないので申し上げますが、まず149ページの色彩選別機導入事業補助金。12月の本会議一般質問に答えて、市長は「廃止をする」と、「新年度当初予算には計上しない」と断言していましたが、スズメの涙ほど計上してありますが、その理由を教えてください。評価はしております。

それから、153ページ、土地改良区等支援事業。これも金額はわずかなのですが、125万円の内容説明をいただきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今ご指摘のシステムの補助費というのは、色彩選別機のことです。台数は大幅に削減させていただきました。平成29年度としても予算よりも実際に購入者がかなり少なかった部分もごさいます。かなりもう購入希望の方の数はほぼ終わりに近づいていると見ていまして、最低限の台数だけは残そうということで最終調整させていただきました。

次の質問については、担当課長のほうから説明させます。

○議長（岩崎隆寿君） 高野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼農林水産課長）（高野博明君） ご説明いたします。

ご質問の件は県単農業農村整備事業補助金かと思いますが、これにつきましては揚水機の補助になります。これは、2つの土地改良区から上がっている要望に対する補助というものでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 農業協同組合の運動方針、新年度のやつ持ってきたのですが、実需者から、実需者というのは難しい言葉ですが、問屋とか小売店だそうで、購入希望が色彩選別済み米に大変高まっているので、佐渡の農業協同組合としても加算金つき販売となるようにことしから取り組むということになっていきますので、これの影響で頭だけ出しておかなければいけないという判断だったのかどうかを聞きたい。

それから、土地改良事業については、私長年見てきましたが、今までは国県の補助がつくとその半分ぐらい市が補助をしていました。例えば国が半分持つと、その半分を県、あとその半分、つまり県と同額ぐらいを佐渡市が持っている例が多かったのですが、三浦市長になってから国県の補助がついたものは佐渡市が補助をしないということを決めています。この125万円について具体的に言いますと、2,000万円の井戸を掘らなければ、井戸が壊れてしまったとき、という話なのです。農業用のかんがいの井戸です。2,000万円のうち4割の800万円を県が持つ。その半分ぐらい佐渡市に持ってもらいたいという当初の要望があったのですが、1割ぐらいにするかと。その1割も切って5%になったという話がありました。それがこの125万円だと思うのですが、これ市長、非常におかしい。何がおかしいかというと、国営かんばいで水を

買っているのが1反歩1,000円なのです。同じ水なのに、これは10倍ぐらいの受益者負担がかかってくる。今の市長のやり方でいくと。そんなことはあり得ないでしょう。2,000万円のうちどうして125万円しか持たないのかをまず答弁いただきたい。

その2点について。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず最初のご指摘でございますが、当然農業協同組合の意見もこちらには来ておりますし、担当課の検討内容も踏まえて総合的な考えの中から色彩選別については最低限残そうということになった次第でございます。

後者の部分について、なぜこの5%になったのか、その部分については、詳細についてはちょっとまた担当のほうから説明していただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 高野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼農林水産課長）（高野博明君） ご説明いたします。

土地改良関係の補助事業につきまして、その事業項目によって補助率がそれぞれ違っております。例えば国営、県営事業に関しましては、以前の取り決めによりまして国、県の補助残については佐渡市が全部持つというようなものもございますし、今回ご指摘の事業につきましては県単事業ということでありまして、県単事業につきましては県が40%、それで平成29年度までにつきましては土地改良区が50%を持つことで、市は10%を持つということでありました。ただ、平成29年度4月におきまして、佐渡市の庁内の内部通知の中で佐渡市の補助金等の交付要綱の見直し基準というものがありまして、その中では国、県の補助事業に対するつけ足し補助についてはしないという方針が出されております。本来ですと、つけ足さないということになりますとゼロということですが、緩和策といたしまして平成30年度につきましては10%だったものを5%にしたというものでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 所管でやりますが、ケース・バイ・ケースで予算づけをしなければならないと思うのです。こんなに、同じ水を一方では1,000円で買えるし、一方では万金が要るなんてことはあってはいけないというふうに私は思っていますし、それから市長、去年色彩選別機の補助金700万円余っていました。なので、ことしはわずか本当に3台分しかつけないというわけでしょうけれども、この農業協同組合が問屋なり小売店から色彩選別済み米をとにかく高く買うから、農家にも加算金つき販売でことしからやるというのですから、これの影響で希望者が多くなったら当然補正を組むのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今後実際の希望者動向を踏まえながら検討はいたします。とにかく昨年につきましては、あれだけ予算を余す、想定よりも希望者が減ってきた、かなり色彩選別機を購入した農家が一定の数まで達したということも踏まえて当初予算としては組ませていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 1点だけ聞きます。

施政方針で農業の大規模経営ということで、新規事業としてページで145ページ、集落営農・担い手支

援事業ということで、新規の事業としてスマート農業実践事業89万9,000円、園芸産地再生担い手育成事業実証委託料が160万円ということで新規で上げているのですが、施政方針でいうとこの間の計画に沿ってばんばん農業振興をやるということでいうとちょっと視界が弱いのではないかというふうに思うわけですが、どうなっているのか。

それと、議長、計画つくったものがあつたら出してくれと言ったのですが、それはどうなりましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

農業ビジョンの関係でございますけれども、計画の策定につきましては平成29年と平成30年の2カ年を予定しております。現在最終的な計画の詰めの年度ということで、今回単純に机上で計画を立てるだけではなく、この160万円及び89万円というような部分の実証的なものも実際にやってみて、それを計画に反映させたいということで、金額の高い安いではなくて、そういったことを踏まえて計画を策定していきたいという部分でございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、施政方針では大規模化のモデル事業、その地産地消で島内での循環の仕組み、農作業機械の大型化の支援でさらなるということであると、そこまではいかないけれども、ちょっと研究してみるということになるのだけれども、何かうたい文句とやるのが全然違うというふうに見えるのだが、どうですか、その辺は。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） このモデル事業づくりについては、昨年からはほぼ1年がかりで農業者の方々の意見も伺いながら、外部委員も含めた検討会を続けてまいりました。現状当初こちらが思ったところまで具体的な規模のところの絵が描き切れておりません。ただ、もう平成30年度からしっかりその部分は具体的な部分も着手していく予定でございますので、そのところをしっかりと農業者の方々と計画の内容が詰められたタイミングで補正の予算を上げさせてもらおうと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、例えば大きな柱になっていると私は見るのだけれども、農業機械の大型化支援というのはあるときどこかで補正をかけるということですか。私は、本来日本の家族経営農業を守っていくというスタンスが要ると思うのだけれども、今後そういうふうにとんどん、とんどん補正を加えていくということでいいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 金子農業政策課長。

○産業観光部農業政策課長（金子 聡君） ご説明いたします。

農業機械の大型化の支援、これにつきましては現在も県の事業、それから国の事業、こういったものがあります。そういうものをとんどん活用していきたいと思っておりますので、新たに予算をつけるということではございません。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 済みません。私も所管なのですが、三浦市長に質疑したく、1点だけ確認させてく

ださい。

147ページ、生物多様性戦略推進事業ということで、先ほどジラスオリジナルブランドマークをつくって地域ブランド化を進めていくということは市民の皆さんにとっても非常にいいことではないかと感じております。それで、市民の要望として、ジラスの拠点をつくってほしいという話があるかと思えます。例えば廃校舎を活用してといったようなことで、佐渡金銀山のガイダンス施設はできていくという中で、ジラスの拠点をつくるということについてはどのように今お考えなのか、そのご要望に対してどうお答えするのかお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 拠点としての施設、建物というところは現状今まだ検討もしていないのが実情でございます。今回のブランドマークづくりにつきましては、ジラスという世界遺産を打ち出しているブランドラベルのデザインということになっておりますが、これについては農業だけではなくて水産業も含めた佐渡ならではの品質が保証された産品について同じように一定のハードルをクリアしたものについての商品等にそのラベルを使用できるという形で順次拡大していこうという計画で進んでおります。

○議長（岩崎隆寿君） 予算についてご質疑ください。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 決算審査でもやったのですが、朱鷺と暮らす郷米の米袋も刷っては使い、刷っては使いということで、非常に非効率なことをやっているという話を仄聞しました。そういったジラスの拠点を造って、こういった予算についても効率的に運用していただけるようにぜひお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 同じく147ページの農業振興公社事業についてですが、ここに例年とちょっとそんなに変わらない農業振興公社補助金というのが約1,600万円ほどついています。この件に関しては、先ほどの議員全員協議会の中でも監査委員から粉飾経理が指摘されるかもしれないということが話題になっておりますけれども、これは確認ができたのでしょうか。問題がないということでここに補助金を出してもいいということで計上しているのか、どうなっているのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まだ監査報告そのものは市のほうにも提出されておりません。詳細の監査報告も踏まえた上での検討が必要になると思えます。市としても独自のできる範囲の中の調査、ヒアリング等は行っておりますが、その辺についても今後も進めていく予定ではございますが、この予算そのものについては粉飾決算がない、通常どおりの前提での予算組みと当初予算としてはさせてもらっております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 議員全員協議会のときに、新聞に書かれていることがもし真実でないのだったら抗議をなささいということはさんざん言われたと思うのですが、抗議はなさったのでしょうか。

それから、非常に今の説明はズルいなと。つまり私どもはもう透けて見えているわけです。もし抗議していないとすれば、粉飾経理があったのではないかと透けて見えるわけです。そのことを前提にしながら、報告書というペーパーがないから、ここでこの予算書をこのように出させてもらいましたなんていう説明はちょっとおかしいと思うのです。できるだけ早く出してほしいのですが、そのように監査委員のほうに

言っていただけないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 5時16分 休憩

午後 5時18分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

農業振興公社の事業1,595万円の中身ですけれども、羽茂農業振興公社の運営費に639万5,000円、両津産業振興公社の運営費に530万円、赤泊振興公社、あんぼ柿の乾燥機の補助に424万5,000円です。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） ぜひこれは予算審査できるように準備していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 済みません。ちょっと質問の趣旨がわからないものですから、もう少し詳しく教えてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 5時19分 休憩

午後 5時21分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） 失礼しました。所管の常任委員会で予算のほうをしっかりと審議させていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 北啓君。

○1番（北 啓君） 施政方針で書かれてある地産地消の、地消地産に切りかえる分析、市場のニーズを確認し分析して、今までと逆の方向を考えるとという考え方はいいと思うのですが、今回重点事業の取り組みということで予算書の147ページの販売網構築事業のほうに地産地消の今までのものも含まれていると思うのですが、今まで例えば地産地消のホームページですとか、地産地消フェスタですとか地産地消に関しては、住民意識に対する考え方だと思うのですけれども、結構その事業だったら予算が見える化していたと思うのですけれども、今この予算書の147ページ、149ページを見るとちょっとわかりにくいのですが、今までの地産地消の取り組みというのは来年度どういうふうを考えているのかお答えください。

○議長（岩崎隆寿君） 金子農業政策課長。

○産業観光部農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

新年度におきましても、今年度の事業取り組みそのまま引き続き継続いたします。事業が2つほど分か

れておりました。予算の執行上もいろいろな似たような経費を持っておりましたので、今回はこの販売網構築事業に一本化して、予算規模でいきますと前年度よりもふえております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結します。

次に、7 款商工費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

坂下善英君。

○10番（坂下善英君） 173ページです。市長施政方針の中で、佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークは発展的に解消し、いわゆるDMOの役割を担う団体としておりますが、1つは両団体はこのことに関して了解をしているのかどうかということで1点。

もう一つは、この観光地づくり推進事業の予算、約8,259万2,000円という金額がありますが、この金額は全てDMOに行くのかどうか。

それともう一点は、国際文化芸術発信拠点形成事業7,000万円。額が大きいのですが、これはどこに委託をするのか教えていただきたい。所管でありますけれども、今ここで聞いておきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 済みません。最初のご質問でございますが、昨年12月ぐらいだったと思います、両団体から合意をいただきまして、2月に両団体がまず団体として統合合併する調印をしていただきました。その中で、一般社団法人佐渡観光協会については旅行事業者の免許も持っていますので、その部分はDMOの中にも生かさなければいけないという部分も含めまして、そこを合併していただいて、一般社団法人という形で移行させていただくということにさせていただきました。

予算については、ちょっと担当課長のほうから説明します。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

まず最初のDMOの既存の団体の合意形成というところなのですが、両団体とも説明会を行いまして、臨時総会なども何回か開きまして、合意形成というものはできております。また、今回盛ってある予算なのですが、この部分は負担金という形にしてDMOに全額行くことになっております。

また、情報発信拠点の芸術祭の事業でございます。この部分につきましては、実行委員会を形成して執行するというふうに考えております。

以上でございます。

〔「7,000万円の事業はどこに委託するのか」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） 済みません。失礼しました。実行委員会になります。アース・セレブレーション実行委員会が一部、それと一部は新たなDMOのほうで執行するというを想定しております。

○議長（岩崎隆寿君） 坂下善英君。

○10番（坂下善英君） そのDMOの負担金というのは、今ある既存の佐渡観光協会、それから佐渡地域観光交流ネットワークに従来負担をしていたものがスライドするというこの理解でいいのかと。

それから、もう一つは、DMOに佐渡トレッキング協議会が入っていないのはなぜなのか。同じ目的が1つの団体であるがゆえに、1つだけ何で別にしてあるのか。このところも教えていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

後のほうの佐渡トレッキング協議会、この部分につきましては、平成29年度にいろいろ協議を行ってきたところなのですが、佐渡トレッキング協議会については観光地域づくりというところをDMOの新たな推進団体の中で行うことから、ここは今年度につきましてはとりあえず事業連携というように考えております。

もう一つ、事業の中身についてなのですが、今既存の推進団体2つあります。その団体の中で行っている事業は継続しつつ、そして機能を1つにして、さらに観光地域づくり、そういうところに重点を置いていくというような団体になります。

○議長（岩崎隆寿君） 坂下善英君。

○10番（坂下善英君） ということは、とりあえず2つだけくっつけて先に進もうと、国からの予算だけを獲得しようというこの理解でよろしいですね。ということは、佐渡トレッキング協議会を含めて目的がちゃんとしている団体ではないですか。何で観光という新しい部分の中で一緒に取り組めないのかというところに疑問があります。その辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

そもそも国の事業としては、DMOを形成していること、ここが補助金をもらうについても平成30年度から最低条件になるようです。この辺の動きというところも見据えて、今のタイミングでDMOというものを形成するのが最適なタイミングだろうと我々考えております。

また、佐渡トレッキング協議会、この部分については、明確に目的を持っている団体、そしてターゲットも決まっているというところから、今回既存の推進団体というところが薄い部分、つまりターゲットがあやふやというようなところをまずは整理して、ちゃんとターゲットを絞って、それなりの戦略を策定するというところが今年度の目的の一つでございます。でありますので、佐渡トレッキング協議会は、今年度につきましてはとりあえず事業連携というようにして考えているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川隆一君。

○13番（中川直美君） 済みません。今のところをもう一回、国際文化芸術発信拠点形成事業7,000万円の内訳をちょっときっちり教えて。こちらの予算の概要版のほうにも載っているのだけれども、その説明文もちょっとわかりづらい文章なので。さっきの同僚議員の質疑に対する答弁だと、DMOのほうにも行くし、アース・セレブレーションというようなこともちょっと言っていたような気がしたのだけれども、佐渡版DMO負担金は下に5,400万円ほどあるのだけれども、それと別個でまたこの7,000万円からも行く

という理解でいいのかな。もう一回その中をきっちりわかりやすく教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。言葉足らずで済みません。

この新たな事業につきましては、大きく分けて6つの事業で分かれております。従来のアース・セレブレーション、コンサートをメインとした部分、それが1つ。それと、従来どおりやっておりましたコンサートにあわせた体験型の観光、それが1つ。そして、これが全くの新規なのですが、文化芸術、芸術祭のプロジェクト育成事業というものがございまして。これが佐渡の自然、人のなりわい、これと空間芸術、近代芸術というのですか、これをあわせた取り組みになります。この部分につきましては、従来アース・セレブレーション3日間のコンサートというところだったのですが、それだと減少を続ける宿泊のキャパシティなんかもありまして、効果が限定的になります。期間を3カ月に延長して、ゆったり滞在できるようなプログラム、そしてこの地域がこういう地域であるということをはかの県内の芸術祭というところと連携をしながらアプローチしていくものでございまして。もう一つが、文化財と佐渡の食材活用事業ということで、かなりターゲットを富裕層に絞った野外レストランの展開。あとは、ことしちょっとトライアルでやったのですが、ミステリーツアーの展開。あとは、この部分はDMOにわたるのですが、企業を中心とする佐渡の遺産群の活用事業ということで、夜の、特に相川地区を歩けるような楽しみの創出、この辺を行います。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 大きいところはアース・セレブレーションとその関連なのかなと思うのですが、ちょっとばらばらと見るとほかではアース・セレブレーションに関する予算というのはちょっと私見つけなかったのだけれども、どこかあるのかな、それともこの中にもう全部入っているのかというのが1つと、もう一つはそのことによって今まで佐渡市になってからのあれでいえば、アース・セレブレーションにかかっているお金が余りにもいろんなところからいろんな形で補助金やら負担金が出ていた関係で、議会としてはこれはやり過ぎなのではないのかということで減らしてきた経緯があるのだけれども、このことによって前年と比べて同じぐらいなのか、ふえておるのか、減っておるのか、その部分教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

アース・セレブレーションそのものでいいますと、市の持ち出し部分というものは従来と変わりません。

〔「金額は」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） 一般財源の分は300万円です。残り7,000万円盛ってありますが、この部分につきましては市の持ち出し部分というところもあるのですが、基本的に文化庁の補助金をいただいております。全く新規事業になります。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今の関連です。観光で頑張るといふ、施政方針でもあるので。

今の国際文化芸術発信拠点形成事業、わかったのは文化庁の補助事業でやるということだけで、負担金ということになっている。負担割合はどのぐらいなのですか。例えば169ページの観光振興イベント支援補助金は760万円でしょう。これは7,000万円、負担金になっている。負担割合はどういうことなのか教えていただきたい。これ考え方はいろいろあるでしょうけれども、各地でこそそやるのも含めてイベントを支援して、佐渡の暮らしだったかな、佐渡らしさをやるのもそうだったろうしと思うのだけれども、その辺どうなのか。

下の佐渡版DMO負担金というのは、これは負担金という名前をかけるからには負担金のルールに基づいての負担金だろうと思うのだ。これは、どのような形になっていますか。補助金ではなくて負担金ね。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

169ページの観光振興イベント支援補助金につきましては、従来のお祭りなど各地域で行っているイベントでございまして、この部分は補助率が2分の1ということになっております。この部分と先ほどの芸術祭の部分7,000万円というのは率が全然違います。この芸術祭につきましては、文化庁の補助金が大体80%ぐらい出るようになっております。かなり有利な財源を使っております。

あと、先ほどの佐渡版DMO負担金につきましては、負担割合というものをそれぞれ設定してございます。この部分につきましては、従来の佐渡観光協会の会員に当たる方々、その方々にも負担をいただいて、負担金というものを設定してございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そのDMOの関係ですが、さっき説明があったように何のことはない、国の施策の絡みでいうと出口の会社のDMOという側面が強いのだけれども、そうすると佐渡観光協会との違いでいうと、もちろんわかっているのだけれども、今言った会員の負担などは佐渡観光協会のときとどう違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） 従来の市と佐渡観光協会の負担金の話になると、負担金としては佐渡市は3万円ぐらいしか上がっておりませんでした。そのほかに団体補助金というような形で負担をしていたものでございます。今回従来どおりの負担金にあわせて、補助金も全て負担金ということで計上してございます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 171ページについて2つ質問させてください。

1つは、戦略的観光誘客促進事業の中の相川観光循環バス運行業務委託料296万円ありますけれども、スクラップ・アンド・ビルドという考え方でいうと、今までこれは決算審査特別委員会でも空気運んでいるようなバスにこれだけお金かけるのはおかしいと言ってきました。これをスクラップしてまたビルドしてきたのかなと思うのですけれども、この中身を教えてください。

それから、もう少し下に下がりますとインバウンド強化事業があります。ちょっとこのところ考え方を整理させていただきたいのですけれども、佐渡観光に実際来られているのはアジア圏の人が多いという説明をちょっと前に聞いたと思うのです。昨年このインバウンド強化事業は何に使われるのかといたら、

欧米からの一人旅の人たち対象だと。このインバウンド強化事業というのは誰を対象に行う事業なのか、それをご説明ください。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

相川観光循環バスの部分でございます。事業の性質として、観光客が多いゴールデンウィークと夏休みの期間限定ということで従来から運行しております。事業の性質として、世界遺産登録後に備えているものであります。現時点での事業規模に対して利用数が少ない、この辺につきましても我々も大きい課題として受けとめております。先日来から事業の見直しというものを言われておまして、今年度につきましてもは中型バスからダウンサイジングして、効率のいい、また町なかをなるべく回れるような、小回りのきく体制で運行したいと考えております。

また、インバウンド推進事業という部分でございます。実際佐渡に来られているお客様の一番多いのは台湾のお客様でございます。台湾のお客様につきましては、従来どおりの旅行代理店あるいは航空会社、そういうところと連携してプロモーションを図るあるいはスキームを構築する、こういうところである程度誘客ができるものでございます。このインバウンド強化事業につきましては、それだけでなくF I T、つまり独立した外国人旅行者の、特にその中でも欧米豪というようなところに力を入れて推進していくものでございます。そういう内容で組み立ててございます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） まず、相川観光循環バスというのは、世界遺産登録というのが前提だと。これ私は大問題だと。今まで結局お客さんのニーズに合っていないということが反省だったと思うのです。お客さんはみんな相川まで自家用車でやってくると。バスは利用しないと。ここについてどういう考えで。サイズ変えればいいという話ではないと思うのです。誘客についてどういう計画を立てておられるのかということ。

それから、今ほどF I Tという、個人客のためのインバウンド強化事業だということなのですけれども、その前のページ、169ページ見ますと国際交流員の報酬が800万円ほどどうたわわれているので、これは恐らくお二人だろうと思うのですけれども、この方々はアジアから来ておられる方々だと思うのです。そうすると、せっかく交流員が2人いて外国人旅行の誘致をしているのに、この方々には何かお金をちゃんとつけて事業をやってもらっているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

相川ぐるりんの部分につきましては、今まで世界遺産登録後に備えてのものと先ほど申し上げましたが、世界遺産が登録になった後に突然バスを走らせても経済効果が薄いという、また突然できるものではないということで、飲食店、そういうところと連携して、バスとグルメ、その辺をグルメの開発もあわせてパッケージで行っているものでございます。そういう素地づくりを目指している事業でございます。

また、先ほど交流員のお話がありました。交流員につきましては、交流員に直接の予算を盛っての事業というものはございません。2人ともアジア圏の出身の方でございますが、1人は英語、1人は中国語を担当しております。英語の担当の方につきましてはF I Tの部分のコーディネーター、あるいは中国の交流

員につきましてはふえている台湾のお客様への受け入れ環境の整備、そういうところが主な仕事の内容になってございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 一般質問と常任委員会で聞きますが、173ページのこの国際文化芸術発信拠点形成事業。国際文化なんていう言葉があるわけではないではないか。文部科学省もばかだけれども、とりあえず5,000万円くれるから、また何でもやってもいい、鼓童文化財団にただお金をくれればいい、それで同僚議員も何人かそんなことを言いましたが、これ鼓童文化財団がいいのは鬼太鼓があつて、鬼太鼓座があつて、それで鼓童文化財団、佐渡の文化があつて、それが世界に受け入れられたわけで、国際文化、どこの国の文化を持ってきてまたばかなことをやるのだからわからないけれども、こんな言葉はあり得ない。芸術も何か十日町市とか瀬戸内海でやっておるようなものの二の舞をやろうと思っておるのだから知らないけれども、やはり佐渡の芸術というものが評価される芸術があるわけではないか。どこでも、中国は自分のところのものであるわけで、台湾は自分と、パリはパリでやる、自分の国のものを知ってもらいたい、そして観光客に来てもらいたいというのならいいけれども、この7,000万円はただ5,000万円国がくれるからやるというふうにしかな聞こえないけれども、指摘だけしておく。これは一般質問でやるけれども、その前のページから市長も観光に力を入れるというので、山ほどメニューがある。これを審査するのも大変だけれども、基本的に観光振興課長、種をまく観光と費用対効果ですぐ戻ってくる観光と、この2つをきちんと区分けして、10年後、20年後に戻ってくるようなことは今佐渡市においてはなかなかそれだけのゆとりがない。だから、それをきちんと市民にわかりやすく説明できる、種をまく観光はこれですよ、すぐお金になる観光はこれですよというのを、今の国際文化芸術発信拠点形成事業について言いますが、そのほかにあなたが説明したいところがあったら説明してください。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股議員に申し上げます。

予算についてご質問ください。

祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご指摘ごもっともだと思います。おっしゃるとおり、種になる観光、つまり地域づくりを行って、この地域がこうあるべきというものを示して将来につなげるという観光と、特に団体観光と一緒にやるようにすぐに効果にあらわれるもの、この2つがあると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） では、167ページ、観光一般経費。ここで見て、これ市長、全般ずっと見ると補助金と負担金ばかりなのです。結果的に事業予算が全く見当たらないのです。観光というのは、特にここに何人入ってきたかという数字が必要なのではないですか。そこに結びつくような事業展開にしないと、先ほど特定有人国境離島のところでは私が問いただしたら、ことしはこれで2億円ぐらい予算をつけているけれども、4万人を受け入れるのだということを言いましたけれども、これがメッセージですよ。そうすると、4万人入れるということは、これ滞在型ですから、1泊以上するわけですか。そうしますと、私の計算では20億円ぐらいの経済効果を生みます。例えば今度この観光予算で見るとこれだけの予算措置をしているけれども、どれだけの経済効果を及ぼすのかというメッセージが要るのだらうと思うのです。これが全くないのですけれども、市長、これはどう考えているのか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘の観光一般経費という部分につきましては、全国の自治体等の連携の中で負担しているもの等々、今100万円、200万円単位のものもたくさん含まれております。この負担金について最低限他自治体との連携も含めて支払わなければいけない負担金というものもございますし、ある意味今後負担金そのものの存在についてしっかり吟味しなければいけない部分もまだ残っていると思います。ただ、事業としてはその後ろのほうの、先ほど来他の議員の皆様からご質問いただいておりますさまざまな委託事業、補助事業の中であらわれていると思いますので、最初のこの負担金については一つ一つ見ていただくとわかりますように他自治体等との連動等で例年それぞれの自治体から供出しているものも多々ございますので、戦略事業のほうは後ろのほうのページで見いただければと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 市長、よく言うよね。これ、だから見てくださいよ。あとは全部委託ではないの。経費は全部そうですよ。だから、ここから佐渡観光に今およそ50万人と言われているけれども、何人ことしは私がふやすのだよというメッセージがないのですよ。ちっとも出てこない。

では、具体的に聞かせてもらっても、DMOというのはこれ何するの。これは、結果的には中長期の話でしょう。短期ではないのですよ。ですから、事業は短期です。そしたら、そこで何人お客をふやすのだよ、この予算が要るのだよという説明が要るのではないの。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

〔「市長だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） DMOに果たしていただく役割の中には、当然直近の短期的な事業戦略、長期的な種出し戦略等々合わせわざで、両方ともDMOに一本化して、行政と一体になって連動したスキームづくりということで考えております。観光の目標数値等につきましてはの現状、50万人から平成30年度どのぐらいのところを見込んで今組み立てておるかという部分につきましては、先ほどの数字も含めちょっと担当課のほうから説明させていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） では、具体的に聞きます。

169ページの外国人旅行客誘致事業というのがあるのだね。予算が1,195万4,000円。これで何人誘客できるの。これ見ると、報酬に800万円かかっているのだ、予算が1,100万円なのに。これ報酬を払うだけで終わってしまう。これは一体どういう形で、何人誘客できるの。

○議長（岩崎隆寿君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） この部分につきましては、国際交流員が働く環境づくりの部分でございます。つまり外国人観光客を受け入れる素地づくりの部分に使っているお金ですので、この事業については直接何人というようなものはございません。ただし、ほかの事業につきましては、それぞれの集客目標というものを持っています。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8 款土木費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） 179ページの道の駅管理事業ですが、これもスクラップ・アンド・ビルドでお聞きしますと、今までこれは全然仕事をしていないから、どうするのだと言ったら、インフォメーションセンターのほうと一緒にするとか、いろいろ検討しているということだったので、これは今回昨年度と同額ですけれども、中身が違うのでしょうか。どうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

道の駅につきましては、先般お答えしたこともございますが、移転も含めまして今庁内のほうで検討会議を開きまして、来年度の早いうちに方向性を決めたいというふうに考えております。来年度につきましては、平成29年度と同じ内容での委託となっております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） 今までも無駄だということはわかっていると、もう重々同じ説明を聞いてきているのですけれども、では来年度1年間これ200万円で何してもらおうのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

トイレ及び駐車場の施設管理と案内コーナーの管理ということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 177ページの安全・安心まちづくり事業について質問します。

昨年の予算額は2億2,000万円でしたが、ことしの予算書では1億3,000万円と大幅に減額をされています。地域の方が大変ありがたいと思っている高齢化集落支援についても削減をされていますが、どういう根拠からこんな大きな金額が削られたのかの理由を説明お願いしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回集中と選択と、スクラップ・アンド・ビルドという中で、建設課の中でもそういった補助事業、2次経費等につきましても検討してきた中で、必要な部分を残して削減させていただいたというところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） それでは、建設課のほうでは今までのこの予算は必要がなかったというふうに評価をされているのか。私は次から次からと地域から要望が上がってくると思いますし、必要な工事は必ずあると思います。そのようなときに、この後補正をする考えがないのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、地域からの要望はかなり上がってきておるのは承知してございます。その中で優先順位をつけた中でやりたいというふうに考えております。補正につきましては、要望を見させていただきまして、また内部のほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 市長に伺います。

市長は、各地の集落等にお出かけになっていろんな要望を聞いていると思いますが、このことに関する市長の見解を述べていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今担当部長が言ったとおりのことでございます。まず、必要最低限の部分は当初予算で組ませていただきます。その上で、集落要望、これは例年のことでございますが、全て毎年毎年100%消化できているわけではございません。その中で、集落要望を踏まえ、各地区のそれぞれの緊急性、即応しなければいけない部分の優先順位をつけながら順次やらせていただいて、それでなおかつ必要不可欠と判断したものには補正対応したいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 同じところですが、そんなふうにはなりませんよ。予算の頭決めておいて次々補正組むということ自体がおかしな話だし。予算の頭決めていれば、そこでとめようとするのが当たり前の話ではないですか。本来ならば、こういった安心・安全だとか集落、あるいは高齢化支援の事業というのは高齢化が進むから、充実こそあれ減らすべきではないのです。無駄なことをやれというわけではないです。と思うのだが、何で減らしたのですか、建設部長。

それが1点と、もう一点は187ページ、住宅費だったと思うのですが、誰かも言っていました。私一生懸命探したのだけれども、住宅リフォーム助成というのはどこにあるのですか、教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

先ほどの繰り返しになりますが、建設部の中でスクラップ・アンド・ビルドをさせていただいた中での結果でございます。住宅リフォームにつきましては、今回集中と選択という補助事業の見直しの中で今回やむなく外させていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） あなた方のセンスなので、それは間違っておりますよ。選択と集中というのだったら、今回の漏水のあれではないけれども、読売新聞なんか詳しく書いてあったではないですか。家が壊れてどうのと。そこに選択しなければならないのではないのですか。選択と集中というのだったら、例えば多くの市民から本当に部長が要るのだから、副市長2人要るのだから、そこをまず選択と集中ではない……一般質問っぽくなりました。済みません。今のは失言ですが、そのことが大事なのではないですか。住宅のリフォーム。この前のプレミアム商品券、不景気だからやったのでしょうか。住宅リフォームは経済対策なのです。この前あれだけのプレミアム商品券やっておいて、今度は年明けたらやらないと。これはやっぱりおかしいですよ。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

住宅リフォームにつきましては、平成29年度までは社会資本整備総合交付金のほうが入ってございました。平成30年度からそちらのほうが入らないということもございまして、補助事業の選択の中で外させていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 冒頭の歳入で聞いたように、財政課がこれ切ったのですか。財政厳しいと。要るものは要るし、要らないものは要らない。めり張りつけた予算やらなければいけないと思うのですが、財政課ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

当初20億円ほど一般財源ベースで削減をしたいというところがございました。ですが、要望出てきたところでは逆にプラスが出てきました。その中で、我々としては調整案として各課にはさらに削減のほうに向けていただきたいというところで調整をさせていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 先ほど同僚議員が道の駅の管理事業について、これはトイレの200万円の掃除の料金だと思うのですが、実はあそこの学校、日本語学校になっていますね。オープニングのテープカットの写真に市長載っていますが、どうして日本語学校のために佐渡市が200万円予算を組んでトイレ掃除をさせているのか、ちょっと答えてもらえますか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今ほどおっしゃられた日本語学校でございますが、佐渡国際教育学院のほうでございます。この場所の中で、中国のほうから勉強に来られる方を何人か受け入れるというものの中で開校したというふうになっております。学園自体は特に変更はない中で、一部そういったものを開設したというふうには聞いておりますので。

道の駅につきましては、場所も変わらず、トイレと駐車場とそちらの管理をお任せしているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） バスなり、個人の車がトイレ休憩に入るのはわからないことはないですけども、その日本語学校と隣接をしていて、最近行ったことないのですが、売店らしきものも余りないと聞いていますが、これは読み方がよくわかりませんが、東富有さんに便所掃除を任せるべきではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

契約の相手はそちらのほうになってございます。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） どうして佐渡市が金を出しているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

あそこの観光案内コーナーとトイレにつきましては、道の駅ということで指定をしてございます。そちらの清掃管理ということで委託をしているものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） では、簡単にします。

207ページ、上の小学生である児童援助事業の就学援助費4,131万1,000円と、209ページ、下の中学生、生徒援助事業の就学援助費3,995万8,000円。改めてこの就学援助費の目的、内容をざっくりお伺いします。

それと、平成29年度と平成30年度の予算から見ると、この就学援助制度の利用者の状況について年々利用者がふえているのか、減っているのか、その2点をお伺いします。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、就学援助制度の目的等でございますけれども、経済的に困窮しております家庭に義務教育にかかる費用の一部を援助する、そのような制度でございます。具体的な品目内容につきましては、学用品費とか新入学の児童生徒のいわゆる入学用品、あとはクラブ活動とか生徒会費、PTA会費、給食費等々でございます。

あと、昨年から就学援助のいわゆる認定率等がふえておるかということでございますけれども、ちなみに平成29年におきましては認定率小中とも約20%超えておりますので、これについては年々、若干ではございますけれども、増加をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 2つ聞きます。

ページでは196ページ。施政方針で述べているように教育委員会事務局の組織の見直しを行いますということですから、これどこに費用がかかってくるのか、もしくは費用がかかってこないのか。

2つ目、これも教えて。コミュニティースクールの導入に向けて段階的にやるということ、これもう私見つけられなかったのだけれども、どこに計上されているのか教えいただきたい。コミュニティースクールについては、段階的にというのは具体的にどういうことなのか。来年度から実際始めるのかどうなのか含めてちょっとお教え願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

教育委員会の組織の関係でございますけれども、この10款1項の教育総務費の中にはこれは計上されて
おりません。

〔「どこにあるの」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） いや、計上されております。組織の関係は計上されてお
りません。

〔「費用はかからないの」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 計上はされていないということです。

2点目の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） コミュニティースクール、ちょっとお待ちください。済みませ
ん。

まず、教育振興費の199ページ、この中の講師謝礼という部分がございますけれども、そこに一応今後
の予定額として計上してございます。それで、この後の取り組み等、計画でございますけれども、ご存じ
かと存じますけれども、この学校運営協議会については平成29年の法律の改正、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律の改正によりまして、いわゆる努力義務化がなされております。たしか平成16年ころか
らこの学校運営協議会という制度があったと思うのですけれども、その当時は規則で定めるところによっ
て設置してよいと、そのような法律がちょっと、いわゆる努力義務ではございますけれども、各自自治体、
このコミュニティースクールの設置に向けてという法律の改正がなされました。そういったことを受けま
して、今現在社会教育課におきまして学校、家庭、地域の連携促進事業ということで、いわゆる地域のコー
ディネーター、そのコーディネーターは何をしておるかということ、放課後の体験活動とか共同学習とか、
いわゆる地域のパイプ役になるような役割をやっておる事業がございます。コミュニティースクールにつ
きましても、まさしくこの後は各学校の課題、いろいろいじめとか課題が多くございますので、今後は地
域と保護者がその学校について支援をしていくと、そういった支援の中で、いわゆる学校についての運営
方針とか、そうしたところに意見等が言えると、そんなような流れになっております。学校教育課の計画
としましては、まず先ほどの社会教育課でせっかく培っております地域コーディネーターという方をでき
ることなら学校運営協議会、コミュニティースクールのほうの参画ということで、今のところ佐渡版とい
うことで考えておりますけれども、平成30年度についてはとりあえず小中で1校ずつモデル的に運用した
いと、以降平成31年度、平成32年度とかけて、平成32年度では全ての学校において実施をしたいという、
そのような計画で今おります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段の教育委員会組織の見直しについては費用がかからないというのはわかったの
ですが、本当にかからないのですか。それとどのような見直しを行うのですか。施政方針にうたっていな
いのならいざ知らず、うたっている以上聞かざるを得ませんので、お答えを願いたい。

2点目、私コミュニティースクール悪いなどとは思っていませんが、ただ、今学校教育課長が答えてくれたように、地域との連携やいろんなこと、社会教育との連携も含めて子供たちが本当にとことなのだけれども、私に言わせれば統廃合前のちっちゃな学校はもう既にやっていたような中身でしかないのだけれども、ただはっきりしているのは教育方針を評議員が認めなければならない、人事に対して口が出せるというようなことがありますよね。これ文部科学省のものですが、評議員の文句が一番多いのは、余り多くないのだけれども、多い文句の中では64%が職員等の人事に関することなのです。つまり私何が言いたいかというと、こういうようなことがあって、今そうではなくて、学校の先生方が子供と向き合う時間もない中で、地域と今度は向かい合わなければいけない。モンスターペアレントとは言いませんが、そういったことも起こりかねないというふうに思う中で進めるということ、私は悪いと思わないけれども、そういう状況に私ないような気がするのですが、教育委員会の議論ではどのようになっていますか。

この2点です。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） まず、組織でございますけれども、今計画をしているのは教育委員会部局の2課の体制を3課体制にしたいと、そういった計画がございます。その目的につきましては、学校教育課と社会教育課、その中で人事的な内容、施設管理等の内容、いわゆる総務的な事務の内容です。そういったものは1つの課に統合し、その中で教育委員会会議とか総合教育会議とか、そのような、いわゆる本庁でいいますと総務課的な役割を果たしたいと。したがって、これまでどおりの社会教育課並びにもう一課の学校関係につきましては、今後はソフト中心にやっていただくと、そのような機構改革を今のところ予定をしております。

あと、コミュニティースクールにつきましては、済みません。平成29年の法律の改正の中でたしかそのような過去の指摘を踏まえた改正がなされているかと思えます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 後段ですけれども、変わっている。学校の方針を教育委員会で認めないの。違うでしょう。そこは変わっていないでしょう。そこが1つ。

それと、前段の組織の関係ですが、組織というのは議会との関連でいうと、午前中の議事進行でも言いましたが、総合戦略室だかつくことも部長制もあわせて一体として、いかにしたら市民のための組織になるか、簡素で効率的になるかということで議論を進めてきているわけであって、ちょっとやり方が違うなと思うのだけれども、教育委員会ではいつ決めましたか。それで、いつからやるのですか。新しい課をつくるということになれば費用がふえませんか。これも補正でどんどんやるのですか。間違っていないか。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） まず、組織の関係でございますけれども、私午前中たしか申したと思うのですけれども、内容につきましては教育委員会のいわゆる組織規則の中で課の設置が可能ということでこれまでちょっと進んできた経過がございます。最終的には教育委員会の会議、いわゆる専決事項になりますので、その会議に諮って最終的な意思決定をしたいと……

〔「いつ決めたのだ」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） まだ、だからその議決はとっておりません。

〔「教育長の暴走だ」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） いや、これまでも教育委員会の中には協議をしながら進めてきている部分がございますけれども。

〔「教育委員会を軽く見るものじゃない。教育長が答弁すべきところだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） まず、コミュニティースクールの件でございますが、主な役割というのが先ほど学校教育課長が言いましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条ということで、平成29年に改正になっております。今まであった部分につきましては、先ほど言いました人事等のところにつきましては意見を述べることはできるというふうに広く解釈できることになっております。

それから、教育委員会組織については、教育委員会の議決をもってということでありますので、今いろんな意見を聞きながら進めているところでございますので、教育委員会組織につきましては教育委員会というのが最高決議機関になるというふうに考えておりますので、しっかりその議論を踏まえて進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 221ページ、ジオパーク推進事業なのですが、ジオパーク推進指導員報酬292万8,000円は、何人でどういったことを依頼するのかご説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

ジオパーク推進指導員でございますけれども、これはジオパークの指導する指導員ということでありますので、いろいろな子供たちとかに教えたりとか学習をしたりとか、ジオパークのすばらしさというところを学習させたりとか、それから地域の集落とか、地域に要望とかがあったときにそちらのほうに行ったりとか、そういうような取り組みをしております。

それから、これからツーリズムというところもございまして、そこはDMOとも連携をとりながらやっていく必要があるというふうに思っておりますので、その指導員についても、それから指導員のほかに専門員もおりますけれども、その方々が地域に入って、地域の魅力を引き出して、そこで地域でつくる体験活動、体験みたいなものをどんどん、どんどんつくっていただくと、ジオパークの観点でもつくっていただくということで、その相乗効果で観光にもつなげていくということで、教育と観光と、それから保全ということで、この3つの柱を循環させてやっていくということでございまして、その指導員として活躍していただきたいということでございます。

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） 人数は1名でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 三浦市長にお尋ねします。

予算の質疑ということで、こういった人を育成したりとか、そのジオパークを啓発する拠点というところについて予算が盛り込まれておりませんが、その理由についてご答弁をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 昨年末にジオパークについては条件つき再認定ということになって、2年後改めての再審査を受けることになりました。そんな中に含めてもジオパーク、今後審査の中でも指摘されているのは、各地域へのジオパークの考え方、活動の広がりという部分が一番大きい部分でございますので、ジオパーク指導員とかジオパークガイドを含めて各地域地域の中に入り込んで、直接足を運んで推進活動をしていくということが大事でございますので、拠点をどんと建物として構えるということではないと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） まず、先ほどの教育委員会と市長部局の整理とか、それから2課あったものが3課になるとかいう議論について、本当に今後どういう予算立てていくのかというのは全く今回のこの予算書の中ではわからないのですけれども、先ほど教育長は教育委員会にいろいろな意見を聞きながらとおっしゃいましたけれども、意見を聞きながらやって、2課のものが3課になると、そういう性質ではないと思うのです。こここのところもう一度、どういう方向で本当に今回3課にしたいということでここで予算を盛っているのかどうかを聞かせていただきたい。

それから、もう一つは、先ほど教育行政方針読んでいただきました。その中で、不登校とかいじめとかいろいろキーワードがありましたけれども、そこに対して見ると恐らく、例えば佐渡ことば・こころの教室にも通っている子供もいらっしゃるでしょうし、いろいろ子供の心の教育支援事業とかありますけれども、そこは軒並み予算が減っているのです。これで一体何ができるというのか。教育行政方針とこの予算書というのは一体だと、どういうご説明されるのかを聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 予算につきまして、教育行政方針の中では広く教育全般の話をしているわけございまして、教育委員会としてやるべきことは本当に多いというのが現状でございます。その中で、優先順位をつけていかなないとなかなか事業は進まないという面がございます。今回は、我々としては我々の現在の形で優先順位をつけたということでございます。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 先ほどご指摘のいじめとか不登校とか、そういった問題の予算が削られているというご指摘でございますけれども、教育委員会、こういった費用に限らず、今回一般会計の市長部局も含めまして集中と選択ということで、必要な費用は盛っておりますけれども、市長部局も含めた、教育委員会も含めました市役所全体の中での費用の削減ということで、少しずつではございますけれども、減少をしている費目も確かにございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今ほどの教育長の優先順位をつけたということの中身は何でしょうか。よくわからないのですけれども、何が優先順位なのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 先ほど申し上げましたように、教育委員会でやるべき事業というのは非常に広範囲にわたっておりますので、その中で市全体の財政状況等も考慮しながら我々の中で最重点、それを優先に順位をつけたということでございます。具体的にこれこれ、これこれというふうな細かい項目は今提示することはできません。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 6時30分 休憩

午後 6時40分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） はい、一括です。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

午前中にも言ったように、この4月1日から広域化になる、県の主導での国民健康保険となるわけがあります。もう既に納付金の額も示されているのだろうというふうに思うのですが、その辺どうなっているかということでお尋ねをします。予算書でいいますと、まず10ページ、歳入における国民健康保険税の算定根拠を教えてください。つまりどのような算定方式で割るのか、どうなのかということをお教えください。

2点目、この予算書を見ているとちょっとわかりにくいですが、予算書の構造も実は中身変わっています。以前であった定率の国庫負担であるとか、都道府県の調整交付金とかがざっくり抜けて、変わりますね。それで、歳出のほうでも介護納付金や、そういうようなもの変わります。これ見るとちょっとわかりにくいのですが、変わるということだと思っておりますが、そこで聞きたいのです。昨年11月の段階での試算がいまだにホームページに出ております。佐渡市の場合は、平成28年度との比較でやっておいて、1人当たりの納付金は11万1,578円が10万2,285円、4.25%減ということなのですが、これはどのようになる

のか。

〔「一般会計から繰入れが来る」と呼ぶ者あり〕

○13番（中川直美君） 違いますね。

それと、もう一つは、1年前を思い起こしてほしいのです。今国民健康保険の基金は過去最高を持っています。昨年も1億円だけ積んで。1年前、社会文教常任委員会は広域化になったときの負担増を抑えるために積んでおくのだと、あなた方もそう言った。私はならないと言ったのだけれども、あなた方はそう言った。結果的にどうなるのか。だとしたら、一般会計からの繰入れをして、昨年の言明どおり引き下げるべきではないかということでもあります。1人当たりの国民健康保険税、1世帯あたりは今回の場合どのように試算をしているのか、基金との関係でも教えていただきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

予算編成の関係の部分につきましては担当課長から説明させますが、確かに議員ご指摘のとおり今年度予算、昨年度予算と変わってございます。予算概要のほうでも示しておりますが、例えば共同事業の関係とかが入っておりませんし、それから療養給付費の負担金等の国庫負担金等は県財政のほうに行きます。先般、午前中にも説明をしました2月14日ですか、示された国民健康保険事業費納付金があります。これについては来年度確定のものというふうに思っておりますけれども、これをもとにある程度試算の段階の部分で県から聞きまして予算編成はさせていただきました。今の状況でいけば、多分横ばいあるいは若干下がるというのが県の試算でございます。市の1人当たりの保険税ですか、と考えております。この後6月にまた本算定、平成30年度は考えてございまして、そのときに具体的に基金の額等も含めて市民の所得の関係、あるいはいろいろな情勢を勘案しましてまたご提案をしていくということで基金の活用も考えてございます。

あとの部分については、市民生活課長のほうから説明させます。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明申し上げます。

県のほうに財政運営が移りまして、ことしまでは佐渡市の国民健康保険に係る医療費の計算、算定を市のほうでします。算定したその部分と保健事業、健康づくり事業等の費用もありますので、それらを保険税で賄うために保険税の計算をしておりました。平成30年度からは、その医療費の部分は県のほうで計算をします。県のほうは、佐渡市のほうにそれを納付金で納入するよということになりますので、その納付金プラス市のほうで行う健康づくり事業、それを賄うために保険税を算定するという仕組みになってございます。対市民に関しましては、今までとほとんど変わらない事務事業ということになります。

あと、県のほうで金額が示されているかというところですが、2月14日に県のほうで広報しております。公表して、恐らくというか、ホームページのほうに金額が載ってございます。これが県のほうで予算が通りましたらこの金額になるということですが、先ほど中川議員のほうは仮算定の時期でマイナス3%程度といったところですが、本算定、これがほぼ示される金額になります。1人当たりの納付金額で計算しますと、佐渡市についてはマイナス1.97%であろうといったところの納付金の計算をしておりますので、これをそのまま当てはめると平成30年度の保険税については上がる要素はないのかなと、プラス先ほど

言いました基金のほうもございますので、そのあたりの部分をどれだけ保険税のほうに繰入れられるかといったところで計算することになったと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 私が聞いたのは、納付金が示されている、わかりやすく言えば予算書でいうところの10ページの国民健康保険税はどうやってはじき出して、1人あたりは納付金との関係で一体幾らになるのか、どういう計算式になっているのだと聞いたのです。当てずっぽうにこれ載せたわけではないでしょう。それは、保健事業なんかも含めて、入れてやったわけでしょう。マイナス約2%と言うのだけれども、国民健康保険に入っている方々はもともと低所得者であって、もともと高いのだよ。だから、その額が一体幾らになるかも含めて今どうなりますか、それを聞いているのです。

それと、基金については、1年前はあなた方は上がるという想定のもとで引き下げの財源に使いますと言って過去最高の基金を積んだのですよ。こんな不景気なときだからこそ、やっぱり使う方向に持っていかなければならないのではないのですか。

それともう一つは、全国的な今回の広域化の中で起こっているのは、私がよく言うのだけれども、子供の世帯の人頭割を減らすというのが大きな流れになってきていますから、子育てを一生懸命やる三浦市政ですから、そういったこともしっかり加味して出してくれているのだというふうに思うのですが、どうですかということなのです。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

先ほど申しました予算書のほうで、納付金額が、ページでいいますと24ページの一番上のほうにございます。15億4,490万円、これがほぼほぼ県のほうに納める金額になってございます。これをもとに、県のほうで計算したものとほとんど変わらない金額で算定されております。これを単純に人数割をしますと、平成29年度の単純な人数割でいくと下がります。2,700円ほど下がるかなと思いますが、このあたりはどういう設定にするかということからはこれから所得が確定しないと計算できませんので、所得が確定する6月から新しい率を算定したいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明します。

基金の関係でございます。先ほど下がるということで、上がる分に使うというのは説明をしてきたとおりでありますけれども、市民税の所得等確定する6月の本算定、それとそのときの被保険者数等にあわせて経済情勢も含めて勘案してご提案をしたいと考えてございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうしますと、現時点ではつかみでこれ載せてあるということ。そういうわけではないでしょう。保健事業なんかも含めて現時点としてどうするかと。インセンティブということがあるから、来る金はわずかだけれども、インセンティブやっても、それはどうなのですか。もし2,700円下がるとか、この時点での賦課方式、3つありますよね。全県統一されるのだと思うのだけれども、賦課方式どのようにするか。議長、口頭ではわかりづらいので、後で全議員に配っていただくようお願いをしたい

と思います。

全国的な流れで子育ての関係や貧困の関係でやっぱり低所得者が多いから、さっき言ったように人头割を減らさなければならないとか、あるいは国民健康保険税を下げなければならないということが今ある意味全国的な動きになっているので、そういうのはどういうふうに対応するのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ですので、次年度の所得確定を待って、そのあたりも含めて幾ら財政調整基金のほうから入れて、どう下げるかということについて6月の本算定時にご提示をしたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明します。

保険税算定に使用します事業費、納付金については、ほぼこれでそんなに変わらない金額になります。ここからの変更というものはほとんどございませんので、あとはこれを保険税でどういうふうに皆さんから負担いただくかということになってございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 惑星直列で、惑星直列というのは医療、介護、国民健康保険、後期高齢者全部一斉に並んでいる、社会保障が本当に大変なときなのですが、今年度の後期高齢者のやつは一体幾ら上がりますか、1人当たり。年金はどんどん下がっているのだけれども。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 6時54分 休憩

午後 6時54分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 失礼しました。引き上げですけれども、制度改正以来新潟県後期高齢者医療広域連合では保険料を据え置いてきました。10年たちまして、次年度から上がる額1人当たり1,600円ということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 私わかっていて聞いているのだけれども、それで均等割の額は3万5,300円でしょう。それで、新しくなるのは3万6,900円。今言ったように1,600円の増と。年金も実質下がって、これからまた引き下がっていく中で、やっぱりこの負担はとても深刻だと思うのだ。では、今、後期高齢者、被

保険者が36万2,000人いるでしょう、県内。そのうち滞納世帯はどのぐらいいますか。佐渡市の滞納者ってどのぐらいいますか。年金1万5,000円未満は。天引きではないから。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 済みません。きょうその数字は持ち合わせてございません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、国民健康保険と同じように保険料を納められない方、つまり1万5,000円以下。1万5,000円以下ですよ、年金の方がほとんど滞納していて、その方に事実上後期高齢者医療被保険証が渡されていない、後期高齢者医療短期被保険者証になると今度医者にも行けないのだけれども、その方は何人いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） 済みません。資料を持ち合わせてございませんので、後で提出させていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 条例の一部改正のところであればよかったのですが、これも3年に1回の大きな改正の年ですよ。一体これも同じように介護保険料幾らになりますか。ここに出ていましたが、基準額で今までが月5,800円だったのが6,200円。年額でいうと、6万9,600円が7万4,400円。4,800円で、約7%の増になると思うのですが、同じようにここでも先ほどの方々がダブりますから、納められない方がどのぐらいいてどうなっているかわかりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

この基本額を算定する段階で、それぞれ計算根拠の中に保険料の収納率というのを加味しております。

その中で99.2%の収納率で掛けておりますので、逆算しますと0.8%の方、約180人ぐらいの方が滞納ということかと思えます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 平成28年度の決算審査特別委員会の資料を持ってまいりましたが、私の持っている資料では、これ件数ですが、件数で現年度分が1,000件、過年度分が2,000件、全部で3,053件、実数では456人だろうと思うのです。こういう実態を押さえて保険料を算定していかなければいけないと私は思うのです。

そこで聞くのだけれども、介護保険料は先ほどの生活保護ではないけれども、減免の条項があるでしょう。今貧困と格差がひどくて大変なのだから、こういった減免をしっかりと生かした対応をとらなければいけないと私は思うのですが、そういう対応をとるつもりありますか。言いますが、過去でいうと、原子力

発電所災害の方々しか減免とっていないでしょう。ちゃんとしたルールをつくってやっぱりやらないと、これは貧困、病気、いろんな問題が起こると私は思うのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 減免の要綱を持ってございますので、減免はしていくということでございます。

それと、やはり低所得者が多いというのは当然であります。年金をもらっておる方でございますので、境界層等の方がおられます。そういう方に対しては、社会福祉法人等の減免制度もございまして、対応をしていくということで考えてございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 平成30年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算についての質疑を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） これも所管なのですが、三浦市長にぜひ質疑をさせていただきたいと思います。

2点ありまして、売電が昨年1,000万円思ったより多かったということで、見積もりより4割も多かったということで、ちょっと見積もりが甘かったのではないかなという指摘と、それを踏まえて次年度3,500万円というのを積んでいると思うのですが、小水力売電で3,500万円というのは大した数字だというふうに市民の方も思われると思います。

それで、決算審査特別委員会の中で年間約156億円ぐらい佐渡の中で油が使われているということで、単純計算で全部それを電力にかえているとすると、3,500万円というのはわずか0.2%にすぎないと。とはいえ、それをどんどん自給率を上げていくことでエネルギーの地産地消もできていくというふうに考えていて、ここにもっと設備投資をしてさらに売電量、要は発電機をふやすとか、そういった投資についての予算がここに盛り込まれていない理由についてご説明、ご答弁をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 高野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼農林水産課長）（高野博明君） ご説明いたします。

この小水力発電のまず売電量の当初の見積もりであります。これにつきましてはことしが初年度だったこともありまして、その見積もりの計算を過去10年間の利用可能な水量の算出をしまして、その流量に売電の単価を掛けて出したものであります。しかしながら、実際に非常に売電量が高くなったということになりましたが、これにつきましてはその年度年度によって使える水量が違うということでありまして、今回につきましては利用できる水量がそれだけ多かったという結果であります。また、これについては、今年度、初年度こういう結果になりましたので、来年度以降はこの数値を根拠としてやっていくものであ

ります。

それから、次のもっとふやしていくということではありますが、この小水力発電施設につきましては国営事業で建設をいたしました小倉ダム、その堤体のすぐ下につくってあるのですが、まずこの施設をつくるに当たりましては、国の北陸農政局のほうで設計までしてもらっております。さらに、この国の農業補助をいただきながら建設したものでありまして、事業費としては3億7,000万円ほどの費用がかかっております。そういう……

○議長（岩崎隆寿君） 簡潔にお願いします。

○産業観光部副部長（兼農林水産課長）（高野博明君） 以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 三浦市長にお尋ねします。

先ほどと同じ質疑なのですが、事業拡大をするべき予算を盛り込むべきではなかったかということで、例えば外山ダム、国営でもう一つあると思うのですが、そういったエネルギー施策、先ほど地消地産という話がありましたが、エネルギーについても地消地産というところは進めていくべきではないかという市民のご意見あるかと思えます。ご答弁をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 再生可能エネルギーについては、水力、小水力に限らずこれからも研究、検討は続けていかなければいけないものと思っておりますが、今産業観光部副部長からの説明がありましたように今回の小水力については小倉ダム、国営事業の中での財源的なサポートもあった中でできまして、100%単費で初期投入費、初期費用及びランニングコストを考えた中で、その相殺を考えますとやっぱり国等の財源確保が前提にあって初めて予算を組めるものだと思いますので、その努力は続けていきたいと思っています。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成30年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 1点だけ聞いておきたいと思います。

先ほどこやか両津特別会計予算でも本当は聞いておくとよかったのかなと思うのですが、診療報酬の改定がどのように公立病院に響いてくるのかということを知りたいわけです。つまり本体部分はプラスの0.55%ですが、薬価はマイナス1.65%とか、全体ではマイナス1.19%の改定ということになっていますよね。本体部分はいろんなことにそんたくをしてやられたのではないかというのを一般にも言われているのだけれども、公立病院としてみるとこの本体部分のプラスあるいは薬価はマイナスになったというようなところはどういう影響になると思っていらいっしょいますか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

平成30年度の診療報酬改定につきましては、まさに議員おっしゃられたとおりでございます。ただ、その大まかな内容は出てはいますが、細かいところは出ておりません。薬価についてですけれども、市立両津病院も市立相川病院も院外調剤に切りかわりましたので、そういう面での経営への影響はほとんどないというふうに見ております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 市立両津病院と市立相川病院でまたもちろん当然違うのだと思うのだけれども、今言ったように薬価分はマイナス1.65%でしょう。本体部分が0.55%ということで、トータルとして見ると、病院経営のあれにもよるのだけれども、そうはいつてももともと2回続けての連続実質マイナスですから、幾ら上がったところでたかだか知れているというのはあるのだけれども、でも病院経営に及ぼす影響は極

めて私は大きいのかなと思うのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

もちろん金額の影響が大きい、少ないというのは見方ありますけれども、今の市立両津病院と市立相川病院で一番はやっぱり患者の数が年々減っていているというところで、あと平成30年度の診療報酬の改定につきましては、大きな部分での地域包括ケア病床みたいな部分、この辺が収益には一番かかわってきますけれども、現時点で一番大きな問題は患者の減というところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 予算書の2ページのところに債務負担行為として両津病院基本設計業務委託料が記入されておりますけれども、平成30年度から平成31年度までと2年間の期間になってはいますが、これはどういう意味をあらわすのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

これは、書いてありますとおり基本設計の業務委託料ですけれども、通常基本設計で6カ月から10カ月ぐらいというふうに見込んでおるのですけれども、その発注時期につきましてまだ確定しておりませんもので、ややもすると平成31年度に少しかかってしまうかもしれないと。そうしますと、病院会計、繰り越しという形がございませぬので、現時点で債務負担行為という形で上げさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） ということは、まだ病院のアウトラインというか、概要がきちっと固まっていないというふうに考えればいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

現在基本計画策定中で、大分固まってきているところですが、まだ報告書等は出ておりません。そういう意味で固まっていないという部分は否めないですけれども、方向性を早いうちに議員あるいは市民の皆様にもお示ししたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 平成30年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第56号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第8、請願第1号、陳情第1号、陳情第2号についてを一括議題といたします。
- 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。
-

- 議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、8日午前10時から代表質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 7時12分 散会